

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（15）

2. 日時：令和6年2月16日（金）15時45分～19時04分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部

部長 他7名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

主査 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可申請概要【第3回審査会合】

資料2 第507回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 日本原子力研究開発機構大洗研究所の廃棄物管理施設に係るコメント事項

資料3 廃棄物管理施設の設工認申請における質問回答票

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁ナカザワです。それでは、廃棄物管理施設の設工認のヒアリングをこれから開始したいと思います。
0:00:12	資料をいくつかいただいておりますので、
0:00:17	まずは資料構成から説明いただいてもよろしいですか。はい。原子力委員会です。
0:00:25	はい。今、一目外していただきますと、まず最初に右上に月1回採る質問回答表等ございます。
0:00:37	規制庁本庁コメント等コメントに対する回答を書いたものでございます。
0:00:43	9ページのもので。続きまして、審査会合のコメント回答、これは前回の面談。
0:00:54	踏まえて修正したものでございます。
0:00:59	さらに、資料1、右上資料1、いわゆる審査会合資料でございます。
0:01:08	これについては、前回の面談を踏まえまして、変更箇所、これは赤字で示してございます。
0:01:16	で、それまで扱っていた資料の中で、
0:01:22	3番。
0:01:24	協調の意味で使っていた河川等はですね、色を変えさせていただきまして、変更河床が赤で統一するような、修正も併せてさせていただいております。
0:01:36	次に、資料としましては、
0:01:39	この第3回の審査会合の、添付補足説明資料ということで、右上、資料3-1、3-2と。
0:01:48	ございます。資料、これが3-8までございます。
0:01:53	そして
0:01:55	もう一つ、これは第2回、第507回の審査会合の補足説明資料、コメントを対応表の資料ということで、右上、
0:02:06	資料No.507-1とあります。資料になります。
0:02:13	これから507のA3。
0:02:20	データ前回のコメントで507の1については、資料を集約した形になりますので、この資料番号としては、の方連れして、1から3の中でまとめたものという体裁になってございます。
0:02:41	主要構成の説明は以上です。
0:02:43	はい、ありがとうございます。
0:02:47	なんですが、審査会合用の資料としては、審査の場に出す資料としては、
0:02:57	前回の会合のコメント回答票はい、今ですね、二つ目、一番最初に申し上げた質問から投票は別にしまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:08	その他でございます。まず、コメント。
0:03:11	審査会合のコメント対応内容。それから、
0:03:16	スライドの資料。
0:03:19	右上資料 3-1 があるもの、さらに 507-1 と。
0:03:25	この方向性と考えております。この第 3 回審査会合説明資料の中に、
0:03:33	第 2 回でご説明させていただいて、コメントを修正しているものが、この後にですね、案をくつつけると、というような、ちょっと資料構成にしております。
0:03:47	もうちょっとこの後、資料、
0:03:50	中でご説明をさせていただきたいと思っております。
0:03:57	いたしました。それは、
0:04:01	資料の中に説明に移っていただいてよろしいでしょうか。はい。
0:04:09	ではですね、まず、変更箇所。
0:04:13	ですね、修正した場所をご説明させていただきたいと思います。
0:04:18	まず審査会合の、コメント対応表でございます。
0:04:30	これについてはご指摘いただきました右側の資料の網資料中右側の回答というところの、整理をした修正をした箇所が、
0:04:40	6 ページ目、
0:04:43	そうですね。
0:04:45	それから、水準以降 7 ページ 8 ページ、9 ページ、審査会合の回答というところ、第 3 回の審査会合で説明予定というふうに日本語の方を修正しております。
0:04:59	それから 6 ページ目のナンバー 12 のところですね。
0:05:05	前回いただきました、コメントの趣旨を踏まえまして、資料の回答対応内容の方を見直しをしております。
0:05:15	赤字になっておる部分でございます、
0:05:21	方針として、
0:05:23	どういうところを、格別防規定に基づき、イタチ制限区域の柵。
0:05:30	全員扉過程による制限を行っているということ。
0:05:35	所在から搬入物の検査を行っていることから、ことで、補足をさせていただいております。
0:05:42	また、コメントを踏まえまして。
0:05:45	説明内容についてはスライドの方も修正しております、もう少し区域区画で、
0:05:54	それぞれ、
0:05:55	整理して、表形式等の資料中に付け加えております。
0:06:02	ちょっとこの後の資料 1 の方のご説明で、詳細説明させていただこうと考え、
0:06:08	ます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:12	本資料についての変更箇所。
0:06:16	主な点は以上です。
0:06:30	規制庁ナカザワです。この資料で、正式に市長側から何かございますか。
0:06:58	っていうのは本当一番、一番です。全体ですよ。
0:07:09	前回という、統合するっていうふうになったと思うんですけども、そこは変わっているんですけど。
0:07:25	あ、すみませんポンプ室は、
0:07:28	今、生駒からご説明いただいたのは資料 5⑦。
0:07:33	コメント一覧については、元のPのところのコメント回答について、竹井さん。
0:07:48	もうちょっと何か。
0:07:55	いや、すみません。この辺コメント回答だけです。
0:08:01	ポイント会等で委員会始まる所を今回修正いただいて、
0:08:07	で、
0:08:08	前回のやりとりでは内容が重複しているという旨それはまとめても、事務の電話というやりとりがあったと思うんですが、
0:08:18	それ等変わっていないという理解でいいですか。
0:08:26	そうですね 1 往復して、不要だということの記載について削除。
0:08:35	をしてございます。地方だけタイプをするようで、削除してもいいのではというものを削除されていて、
0:09:00	ですけども、
0:09:02	了承いただいたコメントの 16、18、29 年と同じようなお話がございましたが、笹井についてはですね、資料の 5⑦-1 表に、
0:09:20	0 稲見資料 502 というところの回答資料改定の中でのコメントをまとめて回答をひとまとめにし、しているということで資料の修正を行っているので、コメント回答表については、
0:09:37	相馬式になってございます。
0:09:40	そういうことですね。はい、わかりました。はい、ありがとうございます。
0:09:48	コメント時間は結構です。
0:09:59	続いて、コメント。
0:10:03	前回会合のコメント対応の、
0:10:05	皆さん方で今回修正したところって言ってました。
0:10:12	後 1%。
0:10:17	もしかしたらどうまでどうかもしれないですけど。はい。はい。コメントございまして変更してございますので、資料、まず資料 1 の方から、パワーポイントの方からご説明をしたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:39	修正箇所を赤字ということで、3 末、目次のところでございます。2 ページのところですね。
0:10:51	ええ。
0:10:54	第 1 に変え、審査会合分につきましては、今回第 3 回でご説明する十条 15 条十八條、これに加えて、
0:11:06	第 2 回施設配合説明資料のコメントがあった部分については、第 5 章 6 章 7 章ということで、付け加えてございます。ここ
0:11:17	変更箇所第 2 回のコメントを受けて、変更している箇所、これを添付しているものでございます。
0:11:28	ちょっとこの、このような考え方では持ってきておまして、
0:11:36	資料の中におきましては、例えばですね。
0:11:41	96 ページをちょっと開いていただきまして、
0:11:46	具体的に 2 回分であるということが、影にですね、右上のところには第 2 回審査会合コメント対応ということで、
0:11:56	スタンプと言いましょか、符号を打つことによって、第 5 章、それから 117 ページ。
0:12:05	115 ページですね。
0:12:10	第 7 章等、この辺りがわかるようにしてございます。
0:12:16	まず、そのような指導体制等をしてございます。資料の整え方とさせていただきます。
0:12:27	東の 4 ページ、今回の審査会合にて第 8 条、耐震壁一部の説明を行うということで、ちょっと補足説明を入れさせていただいてること。
0:12:39	がでございます。
0:12:41	それから、
0:12:43	まして 9 ページですね。
0:12:46	そこ
0:12:48	閉じ込め機能のところでございます、
0:12:51	前回では、他のを変更し、
0:12:56	フードに関わる部分でございますけども、今回ご説明をしない部分について資料の方を割愛させていただいたとともに、フードについては、
0:13:07	設備のたてつけ位置付けが変わるのみで、基準適合も変わらないと、いうことを、説明として付け加えさせていただいてございます。
0:13:26	それから、
0:13:30	12 番。
0:13:31	それから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	資料のページに関わる部分の説明ということを拡充してございまして、
0:13:44	全体概要がわかる。それから、
0:13:48	具体的な図として交渉でするのかというところを整理してございまして、その場所、プロセスをそれぞれ符合しております。場所については、AからGまでの符号。
0:14:02	これは具体的に市町村が承継して閉じ込めの境界となる部分をAからG。
0:14:09	作業の流れとして、プロセス。
0:14:12	作業工ですね、これは受注の丸い緑色の数字で①から⑥までという構成にさせていただいております、この後、具体的な使用停止に関わる流れというものを、詳細をですね、ご説明する資料を付けてございます。
0:14:30	14 ページでは、今申し上げた閉じ込めの境界のある部分、バウンダリーのところにつきまして、具体的な、どのような材料、
0:14:40	それから規格、そこその規格で、十分であるということがわかるようにですね、その等々の圧力ですね、こういったところがあるような、資料一覧表でお示しさせていただきます。
0:14:57	基本的には実数で、
0:15:00	と、
0:15:01	SGBという炭素高の配管系とお札の配管系であるということ、その実の規格ですね、形と。
0:15:12	いわゆる開発圧カリスナー09 ですね、比較、そういったところの一覧をお示してございます。
0:15:23	それから、この資料のページに関わる部分の、まず、安全機能の整備として、
0:15:29	本橋を停止する前に持っている安全機能が何かということでそれを、閉じ込め、都市を提出するにあたって安全機能が、
0:15:41	段階的になくなっていきますので、そのなくなっていく様を 16 ページでご説明させていただきます。
0:15:51	これは処理装置セメント固化装置の一部、
0:15:56	につきましては、今閉じ込め、地震の損傷の防止、津波処理機能というふうな機能を有してございます。
0:16:05	閉じ込めにつきましては、当然想定する側何もございませんが、
0:16:11	小、
0:16:12	継続する部分、そこに境界がございまして、
0:16:16	そこが引き続き、閉じ込め機能として機能が新たに生じるものでございましてここが、使用停止する、フランジで閉止フランジを取り付けて、閉止するわけですが、その閉止フランジというのが、
0:16:33	新たな機能をショウジ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:38	あそこにつきましては、基準適合としてご説明するところになります。
0:16:44	で、
0:16:46	システムとしましては、いわゆる紙を提出する側の設備。
0:16:50	システムについては、条線。
0:16:53	Cへは影響除去し除染をいたします。
0:16:57	従って、経営協会率いが継続使用するので閉じ込め機能が反映されますけども、使わない側については、閉じ込め機能の異常を要さないという状態になります。
0:17:11	地震の損傷の防止という観点では、
0:17:15	まず前提としてすべての杉山Cクラスということ。
0:17:25	機能がなくなります。インベントリはなくなりまして状況を醸成するというので、機能維持をせないというふうに考えてます。
0:17:33	施設が撤去するわけではございませんので、ここが、一般施設同様に住所班として、外観点検等の維持管理を行う。
0:17:43	いうように考えているものでございます。
0:17:47	津波による損傷のこれ地域的状况から、考慮すべき事項はないと整理しております。
0:17:54	処理機能につきましては、紙を呈するということから、昨日以上社内のものでございまして、
0:18:00	電源システムのを遮断するというので処理機能を停止するということになります。
0:18:07	具体的な作業の流れというのが 17 ページでございまして、
0:18:12	上流、役権の上流から
0:18:17	条線をしていって、
0:18:20	処理、除染をしていっていくという流れになりますんで。
0:18:25	前回、ご質問の中では、スラッチ処理というのが、通常維持管理の中での工程なのかというご質問ございましたけどもこれは通常処理する工程の 1 のプロセスでございまして、
0:18:40	マネージ点検等におきましても、システム毎の町村の内部を確認する際にですね、行ってるプロセスと、基本的には同じプロセスになります。
0:18:51	通常は除染という行為までは行えませんが、から購入する工程については基本的に同じでございます。
0:19:05	ちょっといい。
0:19:07	庄野ページに関しましては、許可との整備というお話がございました。まず一旦資料中の、
0:19:14	次に行き廃棄、隆起は有機廃液一時格納庫の 18 ページをまずご説明させ、先にご説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:24	入居近くの
0:19:26	については基本的に独立した施設でありますので、
0:19:31	その施設については丸々そっくりなくなってしまうというものでございます。
0:19:37	施設としましては多様な安全機能を有しております。独立してございますので、
0:19:44	建物として、
0:19:45	の外務省のですとか、新人の防止等を、放射線管理施設等を見たような原因がござい ます。
0:20:00	ただ、これらにつきましては基本的に独立しておりまして使用を継続する部分との バウンダリ境界というものがございませんで、
0:20:09	機能を提出させる処置を行いますと、そっくりその機能維持のは要さないというふ うになります。
0:20:17	今回ポイントは、インベントリーを持ってます保管容器ですね、ここについて除染を して、この除染をするということで、
0:20:31	とても閉じ込め機能を要さない状態にするというところが、一番のポイントだと考え てございます。
0:20:42	いえ、20 ページ 21 ページで、先ほど同様に、安全機能がどのように停止していく のかというところを整理しております、具体的な作業については、21 ページ。
0:20:55	基本精神に係るプロセスということで、説明してるものでございます。
0:21:00	すみません、愉快近くの方につきましては比較的、作業の手順としては、シンプル でございまして、保管状況が条線すると。
0:21:10	それをキャップを取りつくと。
0:21:12	格納室を除染、それから、排気設備でございますはい系統配管の条線をする と、停電電源を呈すると。
0:21:21	ということで、内部の接道を除去することによって、閉じ込め機能を要さない状態に すると。
0:21:29	いう流れになります。
0:21:34	はい。
0:21:36	使用の停止につきまして、
0:21:39	この許可での整理になどの後は、ご質問ございました件ですけども。
0:21:45	許可におきましては、それぞれに記載を削除してではなく紙を提出するという 状態で明記してございますこれは許可の中の、
0:21:57	審査におきまして、後段規制でございます。この設工認で、
0:22:04	との整合性を確認する観点から、記載をなくすのではなく記載を残して明確化する という、
0:22:14	議論がなされました。その結果今、使用の停止の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:21	許可において、使用停止する部分というのを明確にしているものでございます。
0:22:28	今回設工認におきまして、このような使用の停止を行うということ。
0:22:34	それから、
0:22:36	統計、
0:22:38	継続して使用する部分との境界を明らかにする。
0:22:43	いうことが、今回の募集の停止の、設工認、
0:22:47	でもお示しの仕方というふうに考えてございます。
0:22:52	決定機能を維持する部分が出て参ります。荒谷。
0:22:59	閉止フランジを取りつけるということ、異なる方ですね。
0:23:04	また、
0:23:05	次のページの 23 ページでございます。新たに受け入れ施設を、
0:23:11	ユーザー調査に変更するという、そのように、設工認長を代わる観点につきましての基準適合をご説明していくと。
0:23:21	いうように考えてございます。
0:23:28	訴訟のページにつきましては、閉止フランジというところが、新たな申請設備と言いますか、見える部分になりますので、
0:23:36	そこについてのご説明をしていく。
0:23:38	材料については、13 条。
0:23:41	嚢胞材料構造のところ、また詳細にちょっとご説明をさせていただきたいと考えているものでございます。
0:23:50	23 ページ。
0:23:54	競売貯層ですね。
0:23:56	19 バイト保有する技術基準というのは、
0:24:00	今記載ございます。第 6 条、地震大信へ十条と 15 名、それから外部事象は 8 条。
0:24:07	ありがとうございます。
0:24:13	地震、耐震という観点ではこの今、1.5. 1、耐震に係る設計方針として、
0:24:22	これは他でも記載がございます。
0:24:26	設計方針でございますけども尺に基づいて設計するというので、
0:24:31	配布解説ではSクラスはございませんので上下がBクラスでこの有機溶媒貯層も、Bでございまして、
0:24:41	設計を浸透これは地震層せん断力係数に 1.5 倍をしたものということに、
0:24:48	なりますのでその水平地震力を用いて算出評価をしているというものでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:55	キャッシュを、それから条件については記載の通りでここは前回と変更はございません。
0:25:03	その他、町長、それから、
0:25:08	ところ席ピットの設置に係る設計 1.8. 3 のページですね、こちらの方の詳細をご説明させていただこうと思っております、
0:25:18	また八条をにつきましては貯層の決壊という観点で、琉球会長宗世古東条公営企業顧問まずい設計方針でございます席ピットで、
0:25:27	調査の結果をお示する、防止できるということでございますので、
0:25:33	こちらのホームページでご説明してございます。
0:25:37	前回の 5 ページは付けてございまして、
0:25:42	説明は変わるものではございません。
0:25:48	それから、
0:25:50	24 ページ 25 ページ 25 ページで
0:25:54	今写真の下赤字になってございますけども、具体的なちよつと分析表明をですね。
0:26:01	見直しをして、感じおります。それから 26 ページ、凡例ということで空気の流れというものを付け加えて、変更をしてございます。
0:26:13	31 ページになります。これが先ほど申し上げました遊休は 1 画の 5、の使用の停止に関わる部分と、新規申請でございます有機溶媒貯槽、緑の破線で囲ってございますけども、
0:26:29	席ピットせ、
0:26:31	経営設置に係る設計ということで、
0:26:35	関ピットの容量は、
0:26:37	お示しさせていただいております。
0:26:39	島イトウ槽類の容量に対して関ピットの容量が十分であり、当時湖面を満足するというを示させていただいております。
0:26:57	資料につきましては、少し飛びまして、
0:27:08	次の 15 条の計測制御のところでございます。
0:27:11	まず、展示としましては、
0:27:15	51 ページまで等もございまして、
0:27:19	旧境界貯槽の計測設備、いわゆる液面計でございますけども、
0:27:25	いわゆるこの検査の方向につきまして、
0:27:30	いわゆる実際に接液をさせて、確認をするという方法に見直しをさせていただいております。
0:27:48	続きまして十八条処理施設に入る。
0:27:51	通期の適合性の御説明ところになり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:04	ここは、
0:28:20	と、
0:28:22	73 ページですね。
0:28:26	スライドを追加させていただいております。
0:28:34	庄野停止に関わる部分をちょっと具体的にご説明をさせていただいた上で、74 ページ 75 ページのところでございます。
0:28:48	74 ページのところですね、前回もこのデータも、
0:28:54	退職等 1-β γ 圧縮装置 1 というところ。
0:28:59	今、黒羽黒瀬、加古。
0:29:02	首藤長谷川でございまして、矢印で飛ばしておりますが、廃棄物搬送設備と新規申請設備というふうにさせていただいております。
0:29:13	この、コンベアコンベアですね、この部分につきましては、
0:29:20	これまで登録設備がございませんでした。これを今回ですねこの処理施設のデータが圧縮装置の一つとして、
0:29:31	登録する予定でございます。
0:29:35	今は名前が搬送設備等ございますけども、これは処理設備でございますので、
0:29:41	処理設備の機能としての設備登録という予定をしております。
0:29:53	75 ページにつきましては、これは前回コメント趣旨いただきましたところございまして、
0:30:01	最大受け入れ量の追加、それから、
0:30:10	このを受入れる。
0:30:12	経営することができることの、設計方針を進め、ご説明するということでございます。
0:30:19	まず、75 ページのところ、管理施設の処理施設は 3 年間の最大径量を受け入れた場合でも、
0:30:27	処理するための稼働日数が 1 年間稼働可能日数以内であるため受入れる廃棄物を処理するために必要な処理能力を有すると。
0:30:38	させていただいております。
0:30:40	この稼働日数言わずとか、※1 でちょっと* 飛ばしております、廃棄物管理施設における各設備の廃棄物のメーカー最大受け量を、各設備の最大処理能力で除した値でございます。
0:30:58	年間稼働可能日数というのは、各設備の点検及び定期点検による、
0:31:06	使用できない期間、それから処理後の廃棄物パッケージの運搬等、作業を考慮した、1 年のうち、稼働可能な日数でございます。
0:31:18	これを具体的に、補足説明として追記させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:25	最大軽量につきましては、記載の通りでございます。
0:31:34	合わせまして 77 ページですね、保管廃棄設備のところございまして対象設備容量。
0:31:44	ここはこの保管する運用が、
0:31:49	これで十分であるということも設計の御説明というところで、
0:31:55	サービスの不足中層拡充させていただいております廃棄物管理施設の固体廃棄物の保管廃棄施設は、保管する廃棄物量に対して十分な容量を有する設計としております。
0:32:07	一条は、一時保管する廃棄物は、処理するため定期的に払い出してルールを確保するというものでございまして、
0:32:16	いうものでございます。
0:32:19	一時保管する廃棄物、これはそれぞれ各施設、
0:32:27	処理施設、受入施設、
0:32:29	ございますので、ここでは、処理の過程で発生した答え廃棄物、
0:32:36	いう形で作業の過程で発生した廃棄物等を個別でご説明させていただいておりますけども、それぞれ処理の過程で発生した説明で発生した廃棄物というものになります。
0:32:48	それから、
0:32:50	ドーン、小幡の安全機能ということでほぼ、第 11 条の火災等による損傷の防止ということで、記載させていただいております。
0:33:11	はちょっと、
0:33:13	後、後のところです。はい。
0:33:17	ここまでが、第 3 回の新規のご説明になりまして、
0:33:22	90 ページからは第 2 回審査会合コメント対応等で、前回資料の 507 の、
0:33:31	地域等でご説明させていただきましたところを、
0:33:34	見直しをかけたものでございます。
0:33:43	ポイント報でございますけども、1 ページ、101 ページのところ、
0:33:49	先ほどの大江マネジャーにございました、ナンバー 12 号ところでございます。
0:33:57	人の方の侵入防止におきまして、それぞれ、
0:34:02	守るべき、
0:34:06	区域、いわゆるせ設備がでございます。
0:34:10	事業所境界が建屋境界がりにくい協会。
0:34:14	そこには、柵等扉が、外壁扉というものがございまして、
0:34:20	それぞれの管理の方法がございまして。それに対してそれを具体的に、どのソフトで管理していくのか、ところを一覧で追加させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:32	その策で言えば、巡視、
0:34:36	にゆ定期点検で機能中ということを確認しているものでございまして、これは保安規定、それから各種防護規程で、
0:34:46	決めているものでございます。
0:34:49	オイラーにつきましては常時監視または家業管理ということで、これも保安規定確定する音声で、管理を行うというものでござい。
0:35:03	管理区域におきましては、
0:35:06	外壁、これは他館建屋外壁と同様でございます。また、出入口扉というのは、
0:35:13	建屋のリフトフィーダーの正常管理によるというものになりまして、これは保安規定でそれぞれ管理するものでございます。
0:35:32	ええ。
0:35:33	ちょっと一般が 107 ページまで若干飛ばさせていただきます。前回、
0:35:39	12 条ですね、こちらに関しましての考え方整理、前回の資料の代表でお示した部分が、表現としては 24 年というコメントがございました。
0:35:52	日本は書いておりますけども、
0:35:55	考え方としましては条文がございまして条文の要求してる設備、或いは機能がございまして。その設備機能を、
0:36:05	確認するための方法ということでこの記載の通り整理しておりまして、
0:36:10	その機能設備を、を確認するための、検査の具体的な方法というのが、外観、
0:36:19	左、各確認点検項目でございます。
0:36:33	115 ページでは、受入施設管理施設の適合確認ということで、
0:36:41	これが、
0:36:42	表中では 119 ページ 150 ページ。
0:36:49	表現について見直させていただいております。5 年間推定される放射性物質の発生本数高齢者の満杯とならないこと。
0:36:57	いうことございまして、
0:36:59	121 ページでは、それぞれ、放射性廃棄物を管理するためのすみません、必要な容量を有する設計はすなわち最大保管能力を超えないことということで、
0:37:12	今後 5 年間の幾つの廃棄体の発生量という。
0:37:17	並びに、その評価ということで、そのそれぞれの管理施設におきましての、
0:37:25	容量を満足してるというところを具体的に説明の文章として出させていただいております。
0:37:34	具体的には、
0:37:35	6 年とか 5 年間の廃棄体の発生量はほか、
0:37:40	ルールを十分に下回って他は考えてある。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	日本語適正家庭 121 ページですね、5 年間の発生量。
0:37:50	文章内外の施設維持廃棄物の火災稼動に伴い発生する運転配給整備改修工事廃棄物を考慮した発生量。
0:37:59	日本語をちょっと修正させていただいております。
0:38:06	521 ページで記載した、この、
0:38:12	時間余裕量につきましては、それぞれ 124 ページ以降ですね。
0:38:20	この本城の中においても、そのような記載を、
0:38:25	する予定でございます。手法 1124 ページの 0.1%、
0:38:31	保管容量は、1 月 1 日移転時点で 9366 本、今後 5 年間発生する運転廃棄物工事判決、考慮した発生量。
0:38:42	規制庁モバイル両方が、
0:38:45	いう設計を、
0:38:48	記載しております。
0:38:50	は、各手法ごとに、その説明がありますので、
0:38:56	126、28、130 ページ。
0:39:01	から 134 ページですね。
0:39:03	政策られてくるものでございます。
0:39:06	掲載 535 ページでですね、参考資料というふうに整理させていただきまして、
0:39:13	廃棄物管理施設の概要説明。
0:39:15	いうことで、136 ページ 137 ページでは、
0:39:20	廃棄物管理施設の概要こと。
0:39:24	138 ページ、139 ページ 140 ページでは、
0:39:28	廃棄物管理施設、18 節、19 節の、全体像がわかる資料。
0:39:36	141 ページではですね、今回申請します使用の停止に関わる部分からわかるようにですね、まず全体の処理系統図で、どの部分が使用停止になるのかというところを明記してございまして、
0:39:50	160243144 とか。
0:39:54	各施設設備の廃棄物の流れをフロー形式にしているものの中で、アスタリスクをつけて、これが押し予定するのかわかるようにしてるものに加えまして、
0:40:09	145、1 項では、写真つきの資料系処理系統の符号という説明図があるんですけども。
0:40:18	これを全廃させていただいているというものになります。
0:40:33	等 148149 ページ。
0:40:40	ここでは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:42	買い取り装置を具体的に停止する範囲を示してるのが 148 ページでございます、
0:40:48	非小浜堤処理を提出する部分と、その後大塩継続する部分が 149 ページでございます。
0:40:59	そこがわかるようなものを 2 枚構成でつけさしていただいております。また 150 ページではですね、陰気配置格納庫。
0:41:10	想定して、有機溶媒貯槽に引きかえるとか他の資料とさせていただいております。
0:41:18	後の説明については以上でございます。
0:41:20	はい、ありがとうございます。
0:41:22	では、審査会合のスライドについて、
0:41:27	規制庁から、
0:41:28	コメントあればよろしく申し上げます。
0:41:33	議長赤尾です。
0:41:36	はい。
0:41:37	はい、すみませんありがとうございます。ちょっと本当に全体的な話違うのかもしれないんですけど、4 ページ目のスライドをちょっと見ていただいて、
0:41:50	うん。
0:41:52	説明する条文が書いてあるそうなんですけどね。一番下に朱書きで、
0:42:05	八条推進に関する、いつ日一部節理の説明を行うって書いてあるんですけど。
0:42:13	この八条自体は、これ審査の対象長文なんですか。さらにはこの表の中に、
0:42:26	古藤城址てこないのは、
0:42:28	どういう理由があるのかなってちょっとご説明いただけますか。
0:42:44	対象行為まですいません
0:42:46	意図としましては、今回、
0:42:51	新規申請設備に対しては新規申請対象設備。
0:42:57	が、どう、技術基準を持っているのかということをご説明する予定でございます、
0:43:13	今回、10 条 15 条十八条のご説明をする中で、この有機溶媒貯槽については、それぞれ別の条文的条文にも、
0:43:28	適用するものがあって、一部それについて、資料の中で説明をしますということ、の意図として描いたものでございます。
0:43:40	はいはい。やっぱ若干まだよくわからないところがあって、
0:43:47	8 条適合わー、これ審査受けるっていう認識、それとも違うという認識なんでしょうか。
0:43:57	原子カイマイです。はい。まず結論から言いますとちょっと説明、そもそも資料中の説明は十分ではまだないと思っておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:08	今回の審査の中では、10条15条18条の範囲だというふうに考えております。
0:44:20	そうすると、今ご説明だと、第3回ではあくまで10条15条18条の説明しかしませんと。
0:44:30	先城の適合性については、また4回以降でやるってそういうことでしょうか。
0:44:41	侵食イマイです。はい。
0:44:43	今回、5章、資料の中で、ご紹介ご説明する部分が出て参ります。それと同じ説明を、次の条文の中でご説明をさせていただきます。
0:45:03	でちょっとこだわっちゃって、今回、第3回資料の中で、これは地上説明してるのは、何ページなんでしょうか。
0:45:51	手話すいません、原子力嫁さんを出しました。まず、23ページで出てきます。
0:45:57	有機溶媒貯槽。
0:46:00	檀でございます。併せて、
0:46:03	ここから、この上段で出てきます。6条18条でこの八条行ってます。ページが31ページでございます。
0:46:19	23ページと31ページの合わせ技でございます。
0:46:29	11ページ目でしたっけ。
0:46:45	三重、
0:46:50	すいません、31ページでいいですか。
0:46:57	21、31ページの表の中にございます。Aは破線で、緑の破線で囲ってございます。
0:47:09	普通部分でございまして、
0:47:12	装置設備名有機溶媒貯層新規申請設備という部分でございます。
0:47:22	31ページで、その8条を、が読み取れる、記述、特にない、理解していいですか。
0:47:33	はい、原子力ですそうですね31ページでは、
0:47:37	すいません。ちょっと重複記載が十分ではございません。いらないのかもしれない。書いてなくてもいいのかもしんないけど、とりあえず8条って書いてないですよね耐震とかもです。
0:47:52	それ、30ページには書いてございません。はい。わかりました。わかりました。23、23。
0:48:04	茂木診療所損傷防止確認者さんには書いてあるんだな。
0:48:14	はい。はい。はい。
0:48:20	何となくわかったっていうのは正直な話で、まず第1に、
0:48:28	4ページのところは、
0:48:30	もう少し何か解説を加えていただかないと。
0:48:36	よくわからないですねえ。
0:48:41	今回の審査会合にて8条。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:46	説明を行うって書いてあるんだけど、
0:48:51	まずこの章の中で、
0:48:54	出てこないっていうのが不思議だし、
0:48:58	先ほどの説明だと、
0:49:01	受賞については、4回以降の審査会で説明っていう話もあったので、
0:49:11	これぱっと見せられても混乱するなと思ったんですよね。
0:49:28	表紙の四角た。
0:49:30	ちょっともう少し考えさせていたきたいと思っております。
0:49:43	なんだろう。
0:49:46	もう少しね、ここで80を持ってきている。
0:49:50	理由っていうのをもう少し説明していただけると、こっちとしても、こんなふうにしたらいんじゃないですか。
0:49:59	アドバイスもできるような気もするんですけど。
0:50:03	答弁はいかがですか。
0:50:11	はい。
0:50:23	ちょっと資料なんですけども資料、今回ご用意しました、右上3-8というものが、
0:50:31	ございまして、
0:50:33	それを先にご紹介させていただいてもよろしいでしょうか。はいはいはい。
0:50:44	資料3の8がございまして、
0:50:48	定評がついてるものでございまして。これ
0:50:53	ちょっとよろしいですか。
0:50:57	課長であれば、資料共有してもらった方が、
0:51:02	これ相当伝わってくると思うんですけどそれできないですか、お待ちください。
0:51:11	そうそうそうそう。うん。
0:51:13	それは一般ショウジです。支払い側で共有できないでしょうか。
0:51:30	小鹿先生、ください。大丈夫、大丈夫です。ちょっとこの時間を利用してなんですけど、僕は4ページの話、口火切ってしまったんですけど。
0:51:42	これ東京にいる、中澤君と伊藤君はこれ、理解してました。何か僕だけ知らない話だったら、
0:51:52	ちょっと場違いな気がしてこんな時間とるのも、異議がない気がするんですけど、どうですか。所長チーム。
0:52:05	想像ですけども、前回、結城要望溶媒貯層とかって、複数の条文に関わるっていう話があって、
0:52:17	まず本市として関係する条文にどれがあるのかっていう花Cは、今回の資料上は出した方がいいという話を受けて一部思い出していて、ぜひその表現の仕方は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:32	1 月本番になってるっていう状況なのかなというふうには見て、想像しました。そうだね。そうですね。崎山八条っていうのは外部次長なんで、
0:52:45	対象は 6 条のそこもちょっと間違ってますし、いろいろちょっと表現の工夫が必要なかなというのは見てて思いました。なるほどねえ。はい。
0:53:00	大井。資料 2 ができたようなので、説明をいただければと思います。
0:53:07	三瓶書記。
0:53:10	工期がございまして、お詫び申し上げます。
0:53:13	今、共有させていただいております資料 3 の 8 番。
0:53:17	お話ありましたように、東海市延期申請設備、或いはこの新
0:53:24	想定するという工事において、何か基準的になるのかというのを、まずお示するというものでございまして、
0:53:35	それを表形式で示してございます。
0:53:39	各施設ごとに並べておりますので、
0:53:45	表ですね。ええ。
0:53:49	例えば文章では記載の通り、紙を呈する中内処理装置センター承知の一部。
0:53:56	でございます。新規の申請については、この資本停止だけではなく新規の申請において、表形式で表してるものでございます。
0:54:12	と、具体的に今、さあ、8 章、
0:54:16	#NAME?
0:54:22	左側に情報を並べておりまして、施設ごとに、対象設備を記載してございます。
0:54:34	わかりやすく使用停止に関わる部分については、色をつけては、青色にしてございまして、この廃液処理棟におきましては十条閉じ込めのところ、
0:54:45	です。
0:54:46	今、そうですね。ちょうど共有させていただいております。その分、第 1 号のところに、この主要配管のフランジ部分がですね。
0:54:57	これは先ほどの境界として生き残る部分をお示してるものでございます。
0:55:02	今お話、ご指摘ございました、有機溶媒貯層というところにつきましては、6 分の 2 ページ。
0:55:12	ベータ版書。
0:55:15	6-2 ページ、β γ 固体処理棟さんにおきます、この第 8 条第 2 項貯層の見解におきまして、
0:55:25	有給売貯槽の堰の部分が該当するということで整理しておりまして、そこのご説明は先ほどの 31 ページになるというものでございます。
0:55:39	これは、あと耐震に係る部分もございまして、そのページの少し上第 6 条。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:46	説明。B、Bクラスでございますので、有機溶媒貯槽、NO-9 のところがBクラスとして、
0:55:56	示してるものでございます。
0:55:59	わかりました。これまでのちょっと説明の中で思ったのは、どういうふうにしてる。
0:56:08	ていう話がありましたけど、この行き廃液の関係のやつは、ブルーになってないんですね、今回ね、すれすれじゃないんですか。
0:56:21	ベース。
0:56:23	そうですね。判例として使用停止する抗Gに関わるものを青にいただいたので、
0:56:33	本来新たに見える施設設備というふうに言われる有機溶媒調査を考えておりますので、この例を示したものでございます。
0:56:44	承知ですわかりましたありがとうございます。
0:56:46	もう一つなんですけど、このね今示していただいている、この事象を見ると、やっぱり6乗とか8乗っていうのは、
0:56:57	審査の対象だっということだというふうに理解をしたんです。そうすると、最初に見せていただいていた。
0:57:07	パワーポイントの資料を4ページでしたかね、あそこには十条15条と10条15条十八条か、それはしっかりと並んでいたんですけども。
0:57:21	68条は入っていないと、何か入ってもいいような気がするんですけど。
0:57:30	これはやっぱり第3回では、
0:57:33	説明をしないから、
0:57:35	この象徴表の中には登場しないっていうそういう理解なんですかね。
0:57:58	まず、この
0:58:02	ご指摘の通り、この入居会社層に限って言えばですね。
0:58:07	うん。閉じ込め機能、それから、
0:58:10	この貯槽の決壊での要求は、
0:58:15	タンクの容量よりも、貯層ピットの容量が十分であることだと考えておまして、説明については、この数、23ページ、或いは31ページの説明。
0:58:29	になろうかと考えております。従って、
0:58:34	基準適合の御説明としては、ここで完結すると、まず考えているものでございます。ただですね、今本市の中におきましては、具体的に、
0:58:46	耐震、すいません6条の地震8条の外部事象では、どのように、どのような、その本文記載になるのか、それからその記載の、
0:58:58	許可成功の部分とか、検査に係るもののご説明が、今ここでは、全体がちょっとお示しできてない資料構成になってしまって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:09	言いますので、ここだけでは完結しないんだろうなというふうに、今考えております。従って、4 ページでは、あくまでも十条 15 条 18 条が、
0:59:24	審査の範囲であろうと。
0:59:28	いうふうに考えたものでございます。
0:59:33	はい荒川です。
0:59:35	ただ何となくですか、理解が進んでないんですけれども。
0:59:38	なんかね、まず明らかにして欲しいのは、ある設備があつて、それを撤去なり、
0:59:50	新設するなりするときには、須藤条文が審査対象だと考えているかっていうのをまず明らかにして欲しいんですよ。僕の理解では、これ有機溶媒貯槽についてはですわね。
1:00:03	先ほど別の紙で説明がありましたけれども、6 条と八条も審査対象であると。だけれども、これこれこういう理由によって、
1:00:15	ここはもう危機をしているんですよ。
1:00:18	いうのは明らかだから、この
1:00:22	パワーポイントの 4 ページの承認は向上していないんです。共有してこないんですよと、そういう理解をちょっと僕はしてしまったんですけど。
1:00:32	そういうやり方ちょっとやめて欲しいなと思っていて、まず何どの条文を見て確認していかなきゃいけないかっていうのは、
1:00:42	まず正直に全部書いてもらってですわね。
1:00:45	68 条適用については、これこれこうだからこうなんですと、一応十分してるんですよと、そこで消えていくというような資料構成にしないと。
1:00:57	我々、何を確認しなきゃならないんだっけ、JAさんは何を確認して欲しいと思ってるんだっけっていうのが、
1:01:06	運動だから、また前になっちゃう気がするんですよ。
1:01:10	そこら辺はいかがでしょうか。
1:01:19	減少イマイです。
1:01:21	まず、
1:01:25	この全体像をお示するというものが今、共有をかけております。この 3 の発信であると。
1:01:34	いう整理でございます。なるほど。まず
1:01:39	と、
1:01:41	パワーポイントで、いつしかお示してないというところでちょっとすみません御説明に、
1:01:52	もう一度改めてちょっとお話しさせていただきたいんですけども。
1:01:55	通常倍貯層は今、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:59	共有をかける通り、基準適合の全体像をこれでお示しさせていただきますので、
1:02:13	資料、資料 1 の方、すいません教育かけてもらってよろしいですか。
1:02:20	資料 1 の 4 ページでは、十条 15 条 18 条。
1:02:27	が、
1:02:28	今回の第一段階として説明するものとして、達しております。
1:02:42	資料 1、共有できますかね。
1:02:52	小原委員。
1:02:53	要は聞こえてますでしょうか。
1:03:05	お笑い廃棄物戒律音声届いてますでしょうか。
1:03:13	はい。この 5 ページで言いますと、例えば
1:03:24	ええ。
1:03:27	23 ページ。
1:03:35	はい。23 ページでは、この有機溶媒貯層の王道。
1:03:42	基準があるのかというのをお示ししてございます。点線ただ、
1:03:49	ただといいましょうか、例えば 24 ページ次のページにございますように、具体的に、この十条の本文記載をどこにするのか、次のページですね。
1:04:02	これはフードの例ですけども、F5 の記載では、この 0.5 メーター以上に維持する設計とするという。
1:04:12	文章を設計方針として述べるという方針を十条の説明としてさせていただいております。
1:04:20	今、それから、
1:04:25	33 ページ。
1:04:28	37 ページでございますように、検査の方法ですとか、水質、
1:04:36	種許可整合の御説明を、
1:04:39	今回 10 条の説明。
1:04:43	15 条の説明十八条の説明は網羅的にさせていただいております。ふうん。一方、23 ページに戻りますが、
1:04:54	有機溶媒貯槽について。
1:04:58	苦情ですとか、
1:05:00	23 ページ。
1:05:04	6 条ですとか、8 条について、
1:05:08	当然、どの文書どういう文章を、審査書に書くのか、或いはその許可制はどうなってるのかという。
1:05:18	部分がですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:22	我々と、今この資料上不足していると我々今考えておりました、それはさらにお示ししてご説明する必要があるというふうに考えております。
1:05:37	それは、
1:05:39	ちょっとこの第4回ですとか第5回でお示しするんであろうと。
1:05:45	いうふうに考えております。
1:05:51	はいはい。
1:05:53	またちょっと確認しますが、ちょっと4ページにある。
1:06:01	忘れちゃうな。10条18条については、もう上から下まで自信を持って説明ができる条文で数値というのを言いたって意味ですか。
1:06:15	はい、原子力MSはまずそうです。
1:06:21	なんかね中途半端ですよそれ。いずれにしても、
1:06:27	町をこうなんかちよろっと書いてあって、
1:06:32	何ですか意味がわかりませんよ。
1:06:41	いいんですよ。10条、15条18条自信を持ってやるものを今回やらせていただきます。
1:06:50	それでいいと思いますよ、8条についてはね。
1:06:53	まだ説明が不足してるような状態のものを、
1:06:57	何か示して、
1:07:00	何か言っちゃうと、やっぱしになってもらっても困っちゃうんですよ。
1:07:09	ちょっと言葉悪かったですけど、理解していただけます。
1:07:14	はい別所小山です。はい。
1:07:19	お示しの仕方が中途半端でございました。はい。うん。だからね、さっき言った通り、
1:07:27	さっき言った通りで既得も言ってくれましたけど、説明しなきゃならない適合条文は、
1:07:35	まず、この4ページの表でも明らかにした上でね、8条とか6条とかさっき住所も書いてありましたけど、
1:07:45	これからなんか80とか6条については、
1:07:49	まだ今日できてないんだったら、第3回で説明できてないんだったら、
1:07:55	通年で杯でくれりゃいいんですよ。
1:07:58	第4回以降でね。
1:08:01	詳細を説明すると。だけど、ラインナップとしては、
1:08:07	680中58なんですと。
1:08:13	うん。そういうふうにしていかないと。
1:08:15	ラインをやってるんだカーが全くわかんない気がしますね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:25	すみません
1:08:26	伊東副わかりました。まず、地域性設備別紙、表 3-8 でお示しております。これを整理したものをパワーポイントの中に入れさせていただきまして全体像を示した上で、今回説明する範囲が、
1:08:45	ここですね、10 条 15 条十八条ですというところをお示しし、その他については、これこれでご説明する等の、きちんと三嶋入れた説明資料、うん。
1:08:58	いうふうにちょっとさせていただきます。それも一つの手だと思っています。さらにはね、今、別紙で、細かく書いてくれた資料もあったじゃないですか。
1:09:12	あれを説明しながら、パワーポイントでは十条 15 条 18 条。
1:09:18	今回これでやりますという、説明の流れで説明してもらえばいいと思うんです。その中で、朱書きでね、八条っていうのがポツと出てきてしまったので、
1:09:30	相当混乱してしまったような気がするんです。
1:09:36	説明の仕方はいろいろあると思います。せっかくその別紙で、全体像、内情適用を
1:09:45	示していくかっていう説明資料が別に存在してるわけですから、それを使って、特に第 3 回で説明したものはこれだっていうのを、パワーポイントの資料で、
1:09:57	やっていけばいいと思います。この中にね、何か混乱させるようなものは、抜いたほうがいいという気がしますね。
1:10:08	1 週間前です。そうしました。その辺、
1:10:13	まずね、これ、委員はほとんど初めて事前にレクには行くんですけどね。ご覧やって、審査していただくことになりますので。
1:10:25	そういう繋がるような資料説明っていうのを少し心がけていただければと思います。すみません以上です。
1:10:33	印象ですはい。ご指摘コメントありがとうございます。
1:10:37	ちょっと資料については見直させていただきます。
1:10:42	大久保社長の可児加瀬。
1:10:44	これちょっと私Cがちょっと理解がちょっと追いついてなかったちょっとところもあるかもしれませんが、先ほどの議論をちょっとまとめますと、この 8、政府ビストロ八条はなく、
1:10:57	6 条ですかね、今回 6 条をこの資料の中で盛り込んでご説明するにあたっては、
1:11:06	こういうような主書きではなくて、
1:11:09	市民の関係で 1 冊も 1 ページ入るとは思いますが、それぞれこういう理由のためですとかあとそ、その説明は、第 4 回で行う、
1:11:21	予定であるですか、
1:11:23	そういうところも説明に書きまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:27	ちょっと資料 3-8 でございますかね。こういうものも増えて、押せこの会合で説明するところが、この、
1:11:38	説明の流れといいますか、内容がわかるようなものを、資料の方に追加するという ことで、よろしかったでしょうか。
1:11:51	はい。やっぱ八条これだけぼろっと書いてあると。それで特に説明があまりないよ うな状態だと、そこで混乱してしまうので、
1:12:01	八条書くのであれば、この意味合いというかね、それをちゃんと説明してもらえ ばいいと思いますし、全体像をやっぱりしっかりとまず知らしめて、
1:12:14	今日はここですというふうな説明をしていく必要があると思っていて、それについ てはね、その別紙で全体像がわかるか未完であれば、それを説明しながら、じゃあ 何次は具体。今。
1:12:28	今日やる条文に対しては、これとこれとこれですと、そういうその%の表から、パワ ーポイントになられるような、
1:12:39	説明順番、説明の仕方っていう工夫をしてくださいくれば、十分理解が進むかな というふうな感じがします。はい。ありがとうございます。
1:12:51	その旨。
1:12:53	後に反映させてもらいたいなと思います。あと、主査。
1:12:57	それでは最後にちょっとちょっと今回の説明、いや、すいません。私から以上で す。ありがとうございます。
1:13:13	のイトウから、ちょっと関連して 23 ページ。
1:13:20	なんですけれども、ちょっとその手前の話もいろいろあるんですが、まず 23 ページ なんですけれど。
1:13:27	これ
1:13:29	一番上から 3 行目からですかねその有する技術基準であって、関連すると思われ る状況を、
1:13:36	河野、列挙していただいているということだと思わんですけれども、これも多分さ っきの話でいうと、
1:13:44	京都の関係でいうと中途半端で、
1:13:47	表の方で、さっき説明いただいた別紙の表の方見ると、6 条の耐震等を 8 条の外 部事象等、
1:13:57	10 条の閉じ込め、それから 11 条のす、3 項ですかね火災の関係等して 12 条の 安全機能を関係するし、15 条も関係しますと。
1:14:12	いうふうになっていて、それ、その中で、耐震と外部事象は次回以降の会合で、
1:14:21	説明される予定になっていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:24	10 条閉じ込めは今回説明ですと、11 条の火災と十条の安全機能は、前回の会合にかかっているんだけども現在コメント対応中になっているそういう扱いですよ ね。
1:14:38	通行上は今回説明の対象になっている。
1:14:42	ちょっとステータ数がわかるようにしていただくんだと思ってますんで条文抜粋で はなくて全部並べていただけ。
1:14:53	どうせ書くのであればですね。
1:14:59	はい。はい。耐震のところも中途半端に数よりは
1:15:07	ホーン次回に適合性を説明するとかですわねそういうことでもいいとは思っていま す。
1:15:19	大変ところちなみにあの方、
1:15:24	Bクラスの重要度に応じた地震力っていうふうに書いていただいている形で、共振 のありなしみたいな話は、それをまた改めて次回の議会以降の会合で説明される ってということなんですけども。
1:15:39	原色ベースはいそうです。
1:15:42	それです。わかりました。今でも何か
1:15:46	一部を小出しにされるとまた 10 不十分じゃないのかみたいな議論になっちゃうの で、
1:15:52	はい。説明丸ごと別の会議するんであればそういうふうに、が、それがわかる説明 していただければと思います。
1:16:04	すいません、質問か何か区別は可能です。今の伊東様のコメントに関しましては、 今後の工事特っていいですか、
1:16:14	内容ですとか設備に関しては今後もそのような形で、関係する条文はもう例えば 説明済みで、もしこの後の会合でご説明であれば、
1:16:26	その回復その会で説明するっていうのを、今後、
1:16:29	お示していくというのがそうですねあの工事単位で、適合条文の全対象がわかる ようにして且つそれぞれの条文の説明のステータスがわかるようにということだと 思ってます。はい。これまでのやりとりを踏まえていただきます。ありがとうございます
1:16:46	自己工事単位で、その条文のステータス、これを工事を締めするというので、承 知いたしました。
1:17:08	辺ちょっと、
1:17:10	提案なんですけれども。
1:17:12	いただいた資料 1、2 の後半は前回の者、第 5 章から第 7 章ですかね、前回の、
1:17:23	最後の回答になっていると思うんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:27	今回新しく出てくる内容等、ちょっと阪上がわかりづらいなと思ってまして。
1:17:35	そうですね。そうなんですけれど。
1:17:40	コメント回答はコメント回答で別のアポインターにして、
1:17:46	今回新しく説明する部分と分けてしまうともう一つのかなと思うんですけれども。
1:17:53	いかがでしょうか。
1:17:54	はい。よろしくお願ひです。はい。ちょっと草案を示しの仕方についてはちょっと今回の提案ということとさせていただきます。それぞれ、補足説明資料、添付資料がつきますので、
1:18:08	第3回分と第2回、ちょっと分けて第2回分については表紙を改めてつけさせていただきます、
1:18:15	それぞれに店舗をつけるというような資料構成にして、説明の流れ。
1:18:23	吉田さんからちょっとそのようにさせていただきたいと思います。
1:18:29	すいません静岡の大塚です。
1:18:32	そこ、第2回コメントを反映した箇所については、今この資料のバージョンに朱書きですが、お示しの仕方に関しては、
1:18:42	これは1方向でもよろしかったでしょうか。柴伊藤の資料に、ちょっとそのコメント反映箇所につきまして、白木は前回のヒアリングからの変更箇所。
1:18:55	ありませんか。失礼しました。石垣はそうですね。徳田話が喜納式で問題ない。
1:19:04	イトウですけれども。
1:19:08	会合で回答いただく時に、いやどういふふうの説明されるのか、想像しながら資料を見ていて、コメント一覧も多分つけられるんですよね。
1:19:20	ポイント1はつけた上で、資料
1:19:26	第3回のメインテーマ別に分けるのかもしれないんですけれども分けた上で、どのページが、コメントへの回答に対応するのとかかって意識されてますか。
1:19:40	リンカーンはっきりしていた方が、説明しやすいのではないのかなっていう。
1:19:46	心配なんですけれども。
1:20:02	ごめん。
1:20:07	一応
1:20:08	宗清 2000 数。
1:20:16	コメント回答の資料の、全部改めて説明しなければいけない内容ではないんですよね。おそらく。
1:20:27	加えて、コメントへの回答は、何ページでして、前回こういう指摘があつて、それに対しての回答はこういう考え方ですって多分そういう流れで回答されるんだとすれば、まず質問に対して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:45	該当するページはどこなのかっていうのを示していただいた上で、特に真崎大塚さんおっしゃったように、前回の説明から変わってる部分はどこなのか。
1:20:55	形を明確にさせていただいた方が多分、
1:20:58	やりとりは関係するのかなと思ったんですけども。
1:21:07	として、ご説明を、流れを踏まえた、ちょっとここを表し方にちょっと見直しをさせていただきます、具体的に
1:21:17	コメント内容のところでのどのページなのかというのをお示しするとかですね、そのようにさせていただきたいと思います。
1:21:26	追設本会館オオツカです。
1:21:29	例えばですがコメント対応表には
1:21:34	このページの雑品コメントNo.2 に関してはこのページの、ここっていう、
1:21:40	箇所を示しつつ、あとは
1:21:43	このポイント対応のこのスライドに関してはコメントNo.2 は、ここ個別に対応という形でなくこの、何かスタンプですとか明記するような、お示しの仕方、そこはですね説明のしやすさだけだと思うので、はい。
1:22:01	JAの中でもいろんな例があると思いますので、はい。いくつか例を見ていただいてこれはやりやすそうだなっていう形を適用いただければいいと思いますよ。
1:22:12	はい、承知いたしました。ありがとうございます。失礼いたしました。
1:22:44	一斉に規制庁ナカザワです。ちょっとお話したと思うんですけども、今回の申請対象外の部分の 90 億で、
1:22:58	どこの変更箇所なのかをやっているというのを、お伝えしたと思うんですけども。
1:23:04	マターまたちょっと、何ていうんすかね。
1:23:12	説明に当たってですね。
1:23:18	ちょっと申請対象に絞ることができるんじゃないかなと思ってまして。
1:23:23	テーマなんですけど。
1:23:26	資料で言うと、
1:23:31	そうです。
1:23:37	令和 10 ページの α 核種の負圧管理。
1:23:42	特に関係ない。
1:23:49	はですね、これの方を設営なさい、結構、ページが飛んだ部分があるかと思うんですけど、例えばなんですけど。
1:24:02	32 ページとかですかね、これ 10 条の、
1:24:09	両方のは、排水のところですけどこれは今回申請対象になってないので、その説明の必要はないと思ってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:19	ちょっと全体的に、そういう観点からですけど、ちょっと支援を全体を見直していただいて、
1:24:29	ございますか。
1:24:30	衛生会社に絞った資料にしていただけませんかというのがお願いします。
1:24:52	25 イマイです。
1:24:58	今、例でございました。10 ページ。
1:25:04	けども、
1:25:07	今斜線を引かせていただいております、
1:25:12	確かに申請対象となる設備機器について、ここについては変更があるものではございません。B認可の設計でございます。
1:25:30	個別の要求という観点でも、変わっておりませんので、
1:25:34	本来変えるべきところではございません。今下線で入れさせていただいておりますのは、基準適合の説明の中で、ちょっと説明を拡充する必要があるかと。
1:25:47	いうふうに考えてるものでございましてこれを今、右上、本文記載というふうに参考させていただいておりますけども、このような説明を、基準適合の説明としては、いるんであろうと。
1:26:02	いうふうに考えたものですから、このページを残していると、いうものでございます。
1:26:11	そのあたりをですね。
1:26:15	お示しの仕方をちょっとご相談させていただきたいなと思っております。
1:26:20	まず、10 ページの 1 はですね、その意図でございます。
1:26:27	規制庁中澤です。
1:26:30	本日、今のご説明ですと、設設工認を本件記載を変えるってということですか。
1:26:40	入れたいわけではなくて。はい。はい。この基準適合の説明に拡充が必要であらうというふうに考えておりますので、
1:26:52	添付資料ロック。
1:26:55	ですね。それから設計方針の本文のところ。
1:26:59	2、このような表現が必要なんであらうというふうに考えたものでございます。
1:27:11	鴫田です。イトウですけども、なんかいろんなとり方ができる表現をされたなという気はし、聞こえ方をしている、
1:27:22	既設の設備で、技術基準への適合を要求されているんだけど、
1:27:28	キリン間接工認では技術基準適合することが読み取れないので、
1:27:34	明確に確認したいというか改めて設工認を取り直したいっていうそういうご説明なのでしょうか。原子カイマイです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:45	改めてではございません。改めて登録する設備については新規申請設備というふうに整理しておりますので、これは登録上は何も変わるものではございません。
1:27:58	さっきということは藤記念館の設工認で十分技術基準に適合する。
1:28:07	設計仕様なり、人員が示されていて、
1:28:15	本来改めて申請をする必要がないということです。
1:28:22	必要性がよくわからなくて、
1:28:26	ないですねこれは当然、会計士補イマイすみません
1:28:30	申請対象というふうに整理しているものではございません。
1:28:40	清は必要がないのになぜあの確保しなければいけないんですか。
1:28:51	はい、はい。ちょっと
1:28:54	認識不足で申し訳ありません基準的、いわゆる、
1:29:03	はい条文適合の説明として、さらに追記が必要なんであろうというふうに考えたものでございます。
1:29:12	いや接液なんでしょうね。
1:29:17	施設の安全確保のために、明確にしなければいけないのであればそれは申請すればいいんだと思うんですけれども。
1:29:26	設備の設計として、約束しなければいけない約束されていない。
1:29:33	ていうのは理由になると思うんですよ。
1:29:36	手続きとしては過去の手続きに瑕疵があったということなんだと思うんですけどね。
1:29:42	でも、そうでないのであれば、
1:29:47	マストではないんだと思うんですけれども、その辺りがよくわからないんですねお伺いして、伺っていますね。
1:29:56	減収ですはい。ちょっと改めてご説明させていただきますと
1:30:02	比嘉の言葉をお借りしますとマストではないということになります。
1:30:06	で、
1:30:07	繰り返しますけれども
1:30:09	登録はされております資料もお示しております。で、近隣科の範囲でございます。
1:30:16	これについての設計上変わるものはございません。
1:30:20	はい。わかるものもございませ設計要求も変わるものではございません。今この10ページでございますけれども負圧に維持してるところも、これは変わるものではございません。
1:30:35	はい。ので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:36	この9月管理に係る基準適合の観点では適合しているものでございまして、そこも変わるものではございません。
1:30:50	まずそういう整理でございまして、はい。我々すいませんちょっと蛇足。
1:30:58	なのかもしれません。
1:31:00	基準要求の説明の情報設備条文適合の説明の文章としてですね。
1:31:06	拡充が必要なんだろうというふうに考えたものでございまして、この、今、下線部でお示したものでございます。
1:31:15	繰り返しですけども、設計に変更はない。
1:31:23	本文約束事項である、その仕様であるとか、
1:31:27	また設計条件ですかね、条件を変える長く仕様も変わるだろうという気もしますけれど。
1:31:35	が変わるんであればそれは申請に値すると思うんですけども、そうでないのであれば不要なんだと思います。
1:31:47	そうしました。
1:31:53	ちょっとコメントになるんですけども。
1:31:58	検討。
1:32:00	9月7ページです。
1:32:06	3号の要求に対しては、
1:32:15	これは今の話かもしれないんですが、要求も変わってなくて、せえっと一仕様も変わってないので、3号に関わる記載は、一連の説明から、
1:32:30	落としても支障ないという理解なんですけれども、そこは認識が合ってますでしょうか。
1:32:39	はい。日本電子六戸イマイです。はい。ですね、このページを残したのは、そっか。
1:32:53	そう。
1:33:18	はい、すいません、3項はない、ありません。
1:33:33	えっとですからですね。
1:33:37	ページ8ページを見ると、
1:33:46	逆に防止乗せ消えて、
1:33:49	それに対し、使用停止の対象になっているのを、
1:33:55	化学処理等の上に乗せ施設設備ですかね。
1:34:00	これらは、
1:34:05	気体状の放射性物質の、
1:34:07	他放射性廃棄物を含まない配管の接続なんて全部なしになっていて、
1:34:13	ということからすると、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:17	9 ページ。
1:34:21	廃液処理棟。
1:34:23	入っていますけれども、これは何か。
1:34:29	記載必要なんですかね。
1:34:34	まず、ご指摘の通り 8 ページについては、ここ基準適合が変わらないということでございますので、
1:34:44	ここでのご説明はございません。
1:34:49	8 装置 12 について、紙を停止した結果何も変わらないということをご都合、
1:34:57	見える化してるだけでございますので、御説明も不要になります。
1:35:01	あくまでもここでは 9 ページ、フードの設計基準は変わらないけども位置付けが変わるということ。
1:35:08	それから、名越表氏の、
1:35:16	11 号ですね、こちらの方で、
1:35:19	閉止フランジのところの適合条文があるところの説明のみになります。
1:35:27	北川先ほどもありました 10 ページのところ、
1:35:32	参考のところをご説明したところは、今、その説明とは全くありません。血清。はい。
1:35:43	では 25 ページあたりを見ても、施設の管理の話はありますけれども。
1:35:48	設計条件や設計仕様変わらないということですので、
1:35:55	基準的を改めて説明する必要はないということですよ。はい。こちら通ります。適合は変わりません。
1:36:06	申請書の方っていうのはどっかで説明していただいてもいいと思ってるんですけども、基準適合との関係で書くと、何かそこは
1:36:17	設計に変更あるかのように見え、
1:36:20	ちょっと吐き出しをというか、
1:36:27	検討いただいてもいいのかなと思うんですけども。
1:36:36	はい。はい。
1:36:39	日付が変わるところでちょっと徳田市でご説明する等ちょっとあの、そこ別れさせていただきますですねはい。
1:36:47	10 ページはさっきお話をしていたからいいとしてですね。
1:36:56	あれだけ関連してくるお話をしたので、25 ページから、
1:37:02	20 ページですかね。
1:37:05	それだから、考えの話だけなので、24 ページからか。
1:37:15	適合性の説明という意味では、この辺、もうこの辺の取り組みはいらぬということですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:23	はい。亀井主務ごめんなさい。今後変わらないことをお示してございます。
1:37:30	説明は要さないと思います。はい、承知しました。
1:37:36	11 ページからは、使用経費に関わる基準適合説明をされていて、
1:37:48	機械と機械に分かれ、分けて説明をされてるんですかね、これは。
1:37:59	1 ページから 81 ページからで、
1:38:06	そうです。ちょっと流体を液体と、実際に分けたもの。
1:38:13	系譜解除の取り込みを、
1:38:19	それからその前は北井城野ということで、
1:38:22	失敗を受けたものでございました。
1:38:34	再装荷してん 1.1 は、機械の話をしていて、7 ページから 7 ページは疋田に話を して、11 ページは液体の話をしているというふうに分かれている所ですね。
1:38:51	その説明の、
1:38:55	例えば液体であれば
1:38:57	9 ページからはそのフランジを入れる形を説明をされていて、フランジアに寄って 閉止をしてその部分を閉じ込められますという話を、
1:39:11	経費によって系統から切り離される側の話はされていて、もう一度基準法を見ると ですね。
1:39:24	11 ページで言えば、流体状放射性廃棄物内包する容器または代わりにお支払い すると踏まえ流体を導く管を接続する場合には、
1:39:35	液体ジャンボ線廃棄物が、
1:39:38	性廃棄物を含まない流体を導く、逆流する恐れがない構造であること。
1:39:44	適合する説明はどこにあるんでしょうか。
1:39:51	適合する考え方を述べた説明ですか。
1:39:59	11 ページと 11 ページの設計方針のところは、簡略両部表示する設計とするって いうふうになっていて、
1:40:09	これは全体的な方針を述べているだけであって、今回のその工事の対象。
1:40:17	となっている系統において、これがどう達成されているのか。
1:40:22	特に
1:40:24	継続使用される系統において、11 条の 1 号が満足されるってことの説明が必要 なんだとあっていて、
1:40:35	閉するところは説明一生懸命してるんですけども、継続する使用するところに置 いて、11 条の 1 号をどう満足する、するのか、っていう答えを、
1:40:51	原子力を今ですと設計方針として述べてるところがございましてそこを変えるもの ではないんですが、その新たなグループについての、
1:41:02	ぜひ御説明としては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:06	それをどのように申請書の保護に示すのかというところは、確かに、
1:41:11	十分ではございません。
1:41:17	これはちょっと記載を追記するようにいたします。
1:41:21	そうですねその考え方を多分お示しいただけないと
1:41:25	10条の審査はクローズしないんだと思うんですね。
1:41:34	そこは北井も一緒だと思っていて、
1:41:38	12ページのメーターの緑で排気が流れてお示しいただいているので、非常にわかりやすくなったから撤去はしているんですけども、そうすると継続使用する背景の流れがあるので、
1:41:50	斎木についても、継続使用するところはなお、引き続きその基準に適合するっていう説明が必要なんではないかなと思ってるんですね。
1:42:15	以上ですか。
1:42:20	終わりかもしれません。以上です。
1:43:02	以上です。ちょっと関連して、10ページ目のところでお伺いしたいんですけども。
1:43:10	ここにありますので赤字ですね、閉止箇所にかかる圧力や使用する材料については、第4回で説明いたします。
1:43:20	今ご説明ですけども、
1:43:24	ですから残業としてはそれでいいのかもしれないんですけど。
1:43:30	ですね。
1:43:34	加古勝野教授久米できるかどうかっていうのは、
1:43:37	先ほどのやつ、関係する感じです。
1:43:40	発注がかかっても逆に逆流しない。
1:43:44	微妙なところは閉じ込めのところで見の必要があるんじゃないかなと思うんですけど。
1:43:50	その点はいかがでしょうか。
1:44:01	名称、
1:44:04	ところでの他の施設でも、気象の停止を行っております部分の、ちょっとご説明もちょっと確認しながらですね、当初五名の、
1:44:15	目として、この後発圧力。
1:44:21	ショウジ行になるということがわかるようにします。先ほど本文、
1:44:28	ご説明が不足というところもございましたので、あわせて、今後説明をさせていただきます。
1:44:35	干渉をした説明を追加されるということで、はい、承知いたしました。
1:44:47	17ページ目は使用禁止のプロセスのところちょっとお聞きしたいんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:57	そうですね。
1:44:59	一番から順番に下に向かって作業が進んでいくということかと思うんですけど。
1:45:05	除染がですね三番の下と四番の下にあって、これは除染する場所が違うんですか。よろしゅうございますか。はい。
1:45:18	設備が違まして直と 13 ページの表をですね、一応ご参照いただきまして、ちょうど真ん中にスラジ貯層というのがございましてこれが④番。
1:45:30	でございますんで、1 度に除染をしないのは、この②③というところを順に送っていきながらこの範囲を除染をし、
1:45:41	それから送ったものを、次のこのスラジ所想定、それからスラッジ槽というところで終了して、その範囲を除染すると。
1:45:52	いう流れをちょっとご説明したものでございましてこの 234 というのが、
1:46:00	流れで出て参ります。
1:46:04	申し上げました。ありがとうございます。
1:46:31	けらページを、
1:46:33	除染後の表面密度ってあると思うんですけども、これで何に基づいて決めているのか、教えていただいてもいいですか。
1:46:49	とび職ショウジです。
1:46:52	これについてはですね、
1:46:55	植木飯野と管理、
1:46:58	あと持ち出し基準とかですね、本当に定めてる基準ということになりそう。
1:47:08	評価を一応していただいております。
1:47:14	後で教えていただくということでも構いません。
1:47:19	現状よろしいですか、別にまたお知らせしたいと思います。ありがとうございます。
1:48:32	と思いますけれども、
1:48:40	ですか。
1:48:45	閉じ込めの 4 項の 2 の要求事例。
1:48:50	左の方室長は、施設間の床面及び壁面を付帯上の構成物質が廃棄物が漏えいしがたいものであることという、
1:49:00	要求に対しての説明で、28 ページでは、これ既設米要求事項がないから、基本的に工事は無いという説明をされていて、これはコンピューターの。
1:49:14	申請対象がないから削除してもいいページなんではないのかなっていうふうに見えるんですけども、一方で、
1:49:23	有機溶媒貯層の石の表面とかって、この容器がかかるんじゃないのかなというふうに思ったんですけども。
1:49:32	経過は何でしょう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:35	原子カマイです。はい。ご指摘の通りでございまして、
1:49:41	ちゃんと
1:49:42	新規要求ということでは、
1:49:45	ないというところですが、適合範囲がございまして、そこがわかるように、ちょっとそこは、申し訳ありません。ちょっと説明的防の整理。
1:49:56	させていただいて、ご説明させていただきます。滝本倉庫の上田の固体処理棟さん。
1:50:05	新たになりますので、
1:50:08	この、はい。貯槽のあるところですね、押さえに該当する範囲。
1:50:18	列車の表で整理いただいている。
1:50:22	資料、
1:50:24	3-2の表も、多分今入っていないと思うので、それもあわせて、
1:50:30	読み直していただければと思います。
1:50:41	現状、どう工夫をされており、
1:50:44	接道している。
1:50:47	状態なんですって、実質的には入ってございます。それから新たに、その行為として何かをすることは、
1:50:59	じゃないんだけど
1:51:03	設工認上、その説明はされていないので、とする、改めて説明をする必要がある。そういうことです。はい。
1:51:12	はい、ありがとうございます。
1:51:16	そうすると検査の報告の方、
1:51:21	それに対応するものが必要になるということです。
1:51:30	ないと思う。
1:51:34	どんな、
1:51:37	許可制も説明を合わせて、今ちょっとこれ抜けております。はい、じゃあこれで一連でお願いできればと思います。
1:53:06	連携、すいません、48ページ。
1:53:12	中で、前回その液位形の、
1:53:16	設計時とか設置高さについて、
1:53:18	お伺いしたと思うんですけども、何か具体的にどのぐらいの高さで、
1:53:24	言えば、
1:53:26	整理がついた。
1:53:32	48ページですね資料追加したことをちょっと先ほどご説明が漏れてしまいました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:50	については、資料 3-3 で、少しすいません。
1:53:58	写真がございまして、
1:54:03	席の中にですね、一段低い部分は下がってるように見えるかと思います。
1:54:16	水が堰の中に、この今設置している赤い検知器の図がありますので、ちょうど先 先端の部分下のところに四角く長方形の形のところもあるかと思うんですが、ここ
1:54:29	この周りの高瀬、若干下がってるものでございまして、小西、この面積がですね、 体積が 1.4 リッターということになりますので先ほど来、
1:54:44	高さ、この
1:54:48	解析のところに、
1:54:52	業績にですねたまったものが検知されるということ、大きくは考えてるということ で大体、高さんに、そこの上に書いてございまして、ピット 1 台しかしくなっている 箇所から高さ 2.5 センチの位置に設置すると。
1:55:07	いうふうに今考えてるし、
1:55:11	規制状況ですが、
1:55:14	井関福士。
1:55:17	俳優タンクの容量は、9060 \$ ですかね、96 リットルで石自体は 35。
1:55:26	違う。380。
1:55:33	ですね。
1:55:36	ですから非常に容量があつて、いうがあつて、96 リットルのうち、1.4 リットルは、漏 えいすれば検知できるようにすると。
1:55:49	そうしますと、
1:55:56	その後、いろいろ意見ちゃんと機能を果たす。
1:55:59	ための、
1:56:00	費用権っていうのは、仕様で明確にする必要があると思うんですけども、そこは どういうことを、
1:56:08	を追記することになるんでしょうか。48 ページでは、
1:56:12	それが示されてないんだと思ってるんですけど。
1:56:24	これ後そんなことしないと思うんですけども、
1:56:28	検知できない高さに設置することも許容できる記載になってると思ってて。
1:56:45	対決研修ショウジです。はいこれ、通常、鉄筋系とかですね、それについて設置、
1:56:56	なんです。そっちの
1:56:58	状態に変化がないことをに加えて、接液させて作動させるという検査を行っており ますので、いわゆるその、
1:57:10	決して高さが変わってないっていう。そうですね。
1:57:19	変わってないっていうようなその検査、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:22	統括を合わせて、実際の佐藤。
1:57:26	すいません伊藤ですが私の言っていることは今川野様がなかったようなで申し訳ないんですけど。
1:57:34	高さなり、何らかその小
1:57:39	を、この条件を満たせば検知するっていうことを仕様上明確にする必要はないですかっていうことなんです。
1:57:50	今はつけるっていうことしか、約束事項になってなくて、
1:57:56	付けるということはわかるんだけど、
1:58:00	本当に検知するんですかっていうことについて、仕様で約束してないんだと思ってるんですね。
1:58:12	腐ったら高さなりを、その約束事項にした場合は、もう確かに検知できる値基準ですって説明があると思うんですけども。
1:58:27	それはヒアリング資料上は確かにお示しいただいたんですけども、仕様になってない。
1:58:34	ですということです。わかりました。すいません。すいません。
1:58:45	ショウジです。はい。すいません。そういう意味では
1:58:49	48 ページ、仕様が書いてありますが、確かに検知検知範囲とかですね、そういう意味だったと。はい。なのでこれ、はい。そこはですね、
1:59:03	足をわかる範囲でここについては記載をしていきたいと思えます。
1:59:40	設置と、
2:00:06	やっぱ今みたいな設置高さみたいなものを、
2:00:09	資料 8 としたら、検査項目としては、
2:00:15	例えば 50 ページで言うと、
2:00:17	検査になるんですかね。
2:00:32	それぞれ、据付状態が既設列記今の記載で十分なのかっていうのはちょっと検討いただければと思います。
2:00:41	減少ショウジです。
2:00:44	それについてはですね主要で防火服それに対してどういう検査で各自確認できるかということで、検討させていただいてですねその旨、記載させていただきたいと思えます。はい。
2:01:15	十八条の、
2:01:26	説明が必要なんでしょうか。
2:01:33	原子カイマイですはい。そうですね。
2:01:36	ええ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:39	第1項のところについては、変わるところがございませんので、基準適合の説明を述べているのみでございまして、
2:01:50	60、61、62。
2:01:56	まではですね。
2:01:59	課長、岸大屋といいます。大塩町は削除したいと。
2:02:05	考えております。
2:02:14	ページを、
2:02:17	書いてあります。5ページですね、5ページを見ると、
2:02:20	18条は、1項の1号から5号は、
2:02:24	全部
2:02:27	一切要求を求めてなくて、質疑がもう変更がないというふうになっているので、
2:02:35	全く対応するならば1号から5号までは全部、説明は不要という形で取材はされてない方向配布する。その通りでございまして、すいません今ちょっとページを、
2:02:49	65までですね、69ページでございました。
2:02:57	はい。
2:03:08	使用停止との関係であるため説明しなければいけない意向ありましたね。
2:03:32	全くないといいますのが、
2:03:41	先ほどの使用の停止のポンチ絵でございましたように、
2:03:46	排泄時による、
2:03:48	関係等に接続されることはございますけども、
2:03:53	ダンパーの設計ですとかフィルターの成型っていうのは、変わるものではございません。その当時の範囲の中でもないということでございます。
2:04:04	新屋医師確保は、それぞれ、それが丸々なくなってしまうと、残る状況がやっぱり、これがないということもありますので、
2:04:14	気分的、
2:04:16	観点では、ここでの設計、
2:04:19	について何も変わるものではございません。
2:04:24	はい。
2:04:27	ちょっと瀬古先生が聞いていて思ったのは、
2:04:30	今回
2:04:35	広井先生はちょっと一旦、頭から外していただいて、例えば
2:04:43	他で言うと、CPRのその個別の工事に関する設工認であるとか、stageの設工認とかいろいろいただいている中で、
2:04:51	その工事に関係する条文はこれで、関係しない条文についてはなぜ関係しないのかっていうのを、その工事の内容との関係で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:03	例えば、設計に影響を与えるものではないとか、理由をちゃんと帰って、
2:05:08	関係性を示していただいていたりにして、
2:05:13	今回実際の工事があって、
2:05:20	その効率の関係で今みたいに理由があって、
2:05:26	関係してないんだっていうのがあるじゃないですか。そこはもう表なりで、
2:05:33	それを
2:05:35	理由は整理して示していただくことができますかね。はい。
2:05:40	書類上でも、つけてますように適合表をつけておりますように、
2:05:47	適合する部分とそうでない部分の御説明の表というイメージでございます。はい。
2:05:54	はい、わかりました。
2:06:02	います。それは、申請書でもそういうものをつけていただきたいなと思ってますので、
2:06:07	はいそれを念頭をお願いできればと思います。
2:06:41	ですね。
2:06:47	さっきご説明をさせていけなかったのは、74 ページ。
2:06:52	搬送設備の話が急に出てきて、すごく思ったんですけど、何で今回、乾燥設備の話が出てきているんですしたっけ。
2:07:04	確かに、
2:07:07	別途会合で説明される内容だったような気がするんですけども。
2:07:15	はい。イメージ米須はい。金。
2:07:18	はい。廃棄物相反さ、まず。
2:07:23	ええ。
2:07:28	すぐポンポンポン部屋は、
2:07:31	承認設備の一つとして、登録をしたいと思っておりますこの名前がですね、この廃棄物搬送設備という名称。
2:07:42	がついている固有名詞でございまして、ちょっと非常にややこしくさせていただいてるところでございますけども、こういうコンベアを、この、
2:07:54	データが圧縮装置 I の、
2:07:59	今まで、
2:08:01	施工の登録されてなかったもの。
2:08:04	これをこのコンベアとして付け加え、
2:08:09	そういう新規のものでございます。
2:08:22	いくつか
2:08:23	あるところは見えて、
2:08:26	断層設備は条文で、説明すべき設備。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:32	等を処理設備の一部として設けられている。コンベアがリースハウスの機能を持っているもの。
2:08:42	他の違いはどこにあるんでしょうか。
2:09:56	現職見ますと、搬送設備基準適合の通り、廃棄物を安全に取り扱って、電源停止長も、
2:10:08	基本、落下させないというところの機能要求でございますので、
2:10:15	この、ここ、今お示してますデータが乗っかりする1装置1、
2:10:21	については、
2:10:22	これが処理能力を満たすための、
2:10:27	いわゆるにはなりますので、
2:10:30	ここではその処理能力を見いだすための商品。
2:10:35	処理能力の一つとしての要求がございます。
2:10:40	違う。そうですね。
2:10:50	他、規制庁イトウですか他の搬送設備として登録しようとしているものは、
2:10:57	処理能力にちょっとしないものだと、そういうことなんですか。
2:11:03	研修会ですはい。その通りでございました廃棄物を搬送する際の機能要求のみになります。例えば天井クレーンとか、そういうもの。
2:11:14	会社等問わずですね。
2:11:35	仮にそういう整理があったとして、搬送設備について基準適応の説明として何を説明されるんですか。
2:11:49	処理能力。
2:11:51	なんですよ。
2:12:02	本当に、改めて登録する必要があるものかどうか、どうなのかもよくわからないなと思っていて、
2:12:22	め軸圧縮とか3軸圧縮乗せて実際のその圧縮処理をする設備。
2:12:28	だけ設公園の図面出てきていたってそういうことなんですかね。過去の、今年度は、
2:12:36	原子力をショウジです。そういう意味ではですね、設工認上はですね圧縮装置の構成機器というのは、いわゆるその本体、
2:12:46	あと系統分離ボックス、
2:12:51	記載されておりましたので、
2:12:57	特にその減少増しをしてると。
2:13:01	いうこともありまして現状の処理能力には影響ないというふうに考えていますので、
2:13:10	方向性、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:15	構成機器の一つということで搬送設備、後今回、
2:13:19	登録すると、地域設備として登録するというふうに考えております。
2:13:29	基準適合の
2:13:31	必要などとして、年間の中で、
2:13:36	搬送設備を含めて、処理能力をあるとして説明されて、
2:13:42	いたのではないかという疑問を持ったわけなんですけれども。
2:13:49	何かそれを改めて、なぜ説明あると説明する必要があるのかよくわからなくて、
2:13:58	何か処理場とかでも同じようにやってるんですけど。
2:14:07	新しく相応搬送設備、これは新規登録ですとなると、いや、耐震でどうなってるんですかとか、いろいろセットで見べきものはあるんですけども。
2:14:20	企業家では何か 1 回そこ説明してるんですとか、それを処理場の同じなんですとかってということなんであれば中尾矢内だけそれを見る必要があるのかもよくわかんないですし、
2:14:32	ちょっと全体的に整理はどうなってるのかわからないなど。
2:14:39	搬送設備等の要請、給油用の要求との切り分けがあるんであればその考え方も紙に落としていただかないと、そのなぜ見る必要性、要請があるのかってというのがわかんないですし、
2:15:01	に搬送率は、
2:15:04	改めて、どうしても説明水室もあるんだということであれば、その搬送能力についてちゃんと
2:15:11	説明していただかないと、基準的な判断つかないんですよ。
2:15:20	なぜ、その説明をする必要があるのかどうかということと、
2:15:25	説明をする必要あるのとしたら関連する状況が何であってそれぞれなぜ満たすのかって説明が必要なんではないかなと思うんですが。
2:15:48	ちょっと憚られる 74 ページに 1 枚だけ追加されても、
2:15:53	正直、違う判断もできないと思います。
2:16:09	よろしいですか。
2:16:13	傾向についてはちょっと整理させていただきます。検討させていただいて記載ですね。
2:16:20	整理して、それがわかるように、審査できるような形になるように、
2:16:27	記載のほう見直し。
2:16:30	まあ、
2:16:34	岡井高野 1 人が近くなっていますので、
2:16:42	その考え方が整理されない、ないまま突入すれば、会合で今みたいな指摘をせざるをえないですし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:50	ちょっとそこへのスピード感を持って、
2:16:53	検討いただければと思っております。
2:16:58	技術局 荘司さん、お願いいたします。
2:17:07	それから 75 ページで、その最大径率は今回示していただいて、
2:17:13	いるんですが、
2:17:22	減産稼働日数の考え方とかを、前回、
2:17:26	追加できませんかという話をしていた気がしてないですが、注釈に入ってるんですかね。
2:17:45	それから 175 ページの中で、
2:17:49	災害を経験上、
2:17:51	を考慮した稼働にすると年間稼働可能日数が、イコール、或いは近い施設があつて、
2:18:05	これでは
2:18:07	β 版の固体処理等、
2:18:10	3 とか言われ、
2:18:12	稼働者を超えないことを担保をどう取っているのか、っていうのは、これではわかりませんという話もあったと思うんですが。
2:18:23	そこはどういうふうにご回答されるのでしょうか。
2:18:54	資料 36 ですか。
2:18:57	所長 庄子市長さん 6 コメントについての違いということで、説明ということになります。
2:19:07	基本的には、確実に考慮した稼働率については、年間、
2:19:15	黒線民間最大の経理審議役で質問したものを安泰だということになります。
2:19:25	それで
2:19:27	それだけを受けた場合でもですね、最大処理能力等を考慮して見ているもん。
2:19:40	年間稼働日数より 20 ぐらいであれば、処理できるという判断はしております。
2:19:49	それを内容担当するか。
2:19:56	回答にはなっておりませんが、
2:20:01	受入れるものが制限されてる中でですね。
2:20:05	この生対応した処理能力について、
2:20:09	動いた値が、民間ですか。
2:20:16	いうことであれば問題なく、
2:20:19	今、この実績を見てもですね、超えていないということはいえるということです。
2:20:27	になりますので、
2:20:30	そういう、それで確認すると。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:32	受け入れについても、規則等に定めているので、そのデータをできるというふうには考えております。
2:20:40	規制庁伊藤です。ということですよ。だから受け入れ量を制限をするっていう前提が、
2:20:48	あって、この処理能力があるということは確約されてるっていうことなんですよ。
2:20:56	はい。技術部長。はい。まずは計量のところから制限はしてると。それは確認していただかないとなぜ、これで十分な処理があることがあるのかという。
2:21:11	主理由にならないんだと思ってまして。
2:21:19	農業色ショウジです。それと回答になってなかったということなので、まず潮流がっていうか、まず最初のところで制限をしてるところから、
2:21:35	そこで制限をかけているということがわかるようにですね、回答の方を修正させていただきます。
2:21:42	どう制限をかけているのかっていうところもちょうと教えていただきたいと思っています。
2:21:50	あの管理施設側では管理室保安規定があると思うんですけども。
2:21:57	当然他の施設に働きかけるようなものになってないと、RTT関係者の、
2:22:06	なんでしょうね約束されていないと
2:22:11	それを受ける側に、制約はされないと思うんですけども。
2:22:16	そこなんかどういう仕組みになってるんですね塩見。
2:22:23	原子力部ショウジです。そういう意味ではですね、まず年間計画を立てるにあたっては、まずまず管理施設側でですね、当然その、
2:22:35	現状のか、受け入れ施設で持っている。
2:22:38	保管量がまずあります。実際に年間で処理できる日数とかが決まります。
2:22:48	そうすると、処理量が決まるので、いわゆる格納庫の最大受け入れ量からですね、が今持つてる増量を引いて、
2:23:00	残りの部分、それにプラスして処理量、その分が受けられるようだという、まず算出がございまして。
2:23:12	管理施設としてはその業務形態をできるということになりますので、まずその数字をもってですね、この各施設にですね、年間発生量の調査を行いますので、我々としてはそのす。
2:23:26	年間で処理できる量が決まってしまうので、その量を、発生量を各施設から発生、
2:23:34	すぐ推定量を比較して、
2:23:38	そこで、その中で、
2:23:41	各施設の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:42	発生量の、とりあえず、年間の受け入れを決めていくという調整を行っていくと、実はそういう形で進めていますので、
2:23:52	今すいません現職ますご質問は、管理施設の規定のいわゆる組織の中での、このルール。
2:24:03	理解して発生する側、別教科の規定があって、そこからの、
2:24:09	発生する側と受け側との、
2:24:12	どのように、受け入れ側に縛られるのかという、そうです。最後だと思っています。
2:24:20	それらを取り決めるましようみたいなり、あると思いますけどもそれがそれぞれの保安規定なり、下部規定でどういうふうに生き続けられているのかというところがこのお示し、
2:24:34	できれば御説明なるのかなというふうにちょっと今。そうですねはい。それは知りたいポイントです。はい。ちょっとそれはすみませんちょっと今私はちょっと。
2:24:44	しっかり理解をしてるとこあります確認して、資料の方ですね、できるようにしたいと思います。もう1枚追加していただくなりですね説明は、
2:24:54	必要な部分追加していただき、いいと思いますので、
2:24:58	出せる範囲ですね。はい。
2:25:07	それから、
2:25:09	77 ページ。
2:25:12	裏ですが、
2:25:19	その一翼ファンする。
2:25:21	はい。はい。保管する廃棄物を、
2:25:25	僕とかですか。それと一応反するやつですか。
2:25:32	多分前も聞いてるんですけど、なんで今申請してるんですけど前から多分あるんですよね。
2:25:41	作業上出てきたものを1週間するものは、後数年で新たに設置されたとは思えないなと思っていて、
2:25:51	なので、その新規制基準、
2:25:56	定める以前から、物自体はあったのかなという気がしていて、なぜ今、
2:26:03	登録が必要になったのかという経緯をもう一度教えていただきたいなと思ってまして。
2:26:18	その収益性企業規模のための総合整備手法の、
2:26:22	事業変更の申請をするにあたって今一度整理したら、
2:26:27	実は必要。
2:26:30	そうでしたっていう。
2:26:34	ポジティブに登録しましたっていうこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:38	なんかも当時
2:26:40	事業許可にも書いてあったものだったのかとかですね。
2:27:06	うん。
2:27:09	そうじゃない。
2:27:14	許可制、その前の許可はなかった。
2:27:23	本日上で、
2:27:29	ちょっとすみません、ちょっとろ覚えなところがございますので、ちょっと事実関係確認、説明させていただきます。はい。
2:27:39	ちょっと正確なところをまた教えていただければと思いますんで、この 77 ページについても、今要領の話はされていて、
2:27:51	定期的に払い出し容量を確保するってということなんですけれども。
2:27:57	一応その定期的に払い出すということは運用を伴っているはずで、何らかの約束事がやっぱり状況になっているんだと。
2:28:09	なるほどですが、
2:28:17	状況ショウジです。iPadを点検し、定期的に出すということは、これ手続きとしてはですね通常
2:28:27	他のは他の施設と同様で、いわゆるその、
2:28:31	受け入れを依頼するという手続きが当然ございます。管理施設側での管理施設から出た廃棄物をスタート地点として管理施設で受け入れるという手続きが当然必要になってくるので、その手続きを行うということになります。
2:28:45	さらにその定期的なというのはですね、ある程度その在庫管理をしていた、いてですね、
2:28:54	あとですね作業によって発生する作業の計画もありますので、安全存在在庫を管理した上で、非定期的に管理施設側の受け入れ施設に、
2:29:08	引き渡す手続きを行う。
2:29:10	というような形になります。
2:29:14	その定期的なその払い出すという運用の行為をどう約束事項に落とし込むのかっていう。
2:29:21	ことを確認させていただきたくて、
2:29:26	この新規性基準希望のこの後の保安規定によりその関連する規定に落とし込まれるのかっていう。
2:29:34	ことと言うとん人なんですよ。はい。原子力紛争です。はい。これはもう、
2:29:40	その他設備の方の在庫管理というのが必要になってきますので、それについては保安規定の下部規定に定めるという形になります。それをね、はい。そこは明記してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:51	それを明記するでしょ。記載をお願いします。
2:29:56	これと一条に関するところについても、管理施設と同様で、その廃棄物の性状を考慮した適切な方法で、
2:30:06	保管をするということになっているのか、というのとその容量が必要なのかという2点が多分満たされる必要があるのかなと思う。
2:30:16	ているという話は前回した気がするんですけども。はい。
2:30:21	廃棄物の性状を考慮した方法なのかどうかということについては、
2:30:26	今は説明が入ってないと思っていて、その点はどういうことになるんでしょうか。
2:30:41	亀っぽ。
2:30:46	お米証票ショウジです。その性状に関してはですね資料、別の資料の説明になりますけども。
2:30:57	審査会合の方法⑦。
2:31:03	大丸檀さんの資料で、フロー図を付けているかと思えます。
2:31:16	廃棄物発生からも、この容器、
2:31:22	どんどん、
2:31:24	正常ですね。
2:31:26	これあの、
2:31:27	発生するものという。ここに関しましては、
2:31:32	中段はですねそれぞれエキサイトABデータが
2:31:37	タイトル案のところに真船深見フィルターとか、そういうふうな部分がございますので、その成長に合わせたイマイ4、納期ですね。
2:31:48	うん。
2:31:50	要件を決められておりますので、まず、そういうものに、当然ながら、入れられたものを終了され、封入されたものが、監視設備の方に、中に保管されると。
2:32:03	いうことになります。
2:32:05	ちょっと質問と答えがかみ合ってなかったように思うようですが、
2:32:11	例えば廃棄処理等は資料77ページの、
2:32:15	廃液処理等の金属容器に入れる処理の過程で発生した固体廃棄物は、
2:32:23	金属、今回登録する金属容器、
2:32:30	入れるということが、
2:32:35	処理の過程で発生した廃固体廃棄物の性状にどのようにあって、
2:32:41	いるのか。
2:32:47	ていうことの答え。
2:32:49	本当はどうなんでしょうか。
2:33:06	記載、ご説明不足しておりますので拡充するようにいたしますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:11	まずここで発生する廃棄物は具体的にどんなものかというところのご説明からも必要だと思います。
2:33:21	それが、数、それぞれ今施設が掛かって書いてございますけども、それぞれがどういものなのか、その今過程で、それぞれの処理の過程で発生したと書いてありますけどもどんなものなのかということをも、
2:33:37	お示しさせていただいて、
2:33:40	それを、その性状がどんなもので、どういう形で保管するのかっていうところが、
2:33:49	御説明として、必要であろうと思っております。
2:33:55	そうすつとを示させていただきたいと思っております。
2:34:00	はい、どうぞよろしくお願いします。
2:34:07	等ですけども、還元してですね。
2:34:12	今回古野家庭に出てきたもののお話をしていますけれども、おそらくその委員会の中で、
2:34:20	kれて一時保管しているもの。
2:34:24	ていうのは、提携するき保管廃棄体は固体集積保管場 I とかは 1 から 4 とかみたいな、その他廃棄する施設。
2:34:37	考え方はないですね、管理施設とは別に存在するんだとされていて、それらの施設は、
2:34:49	過去の設工認の中で、
2:34:55	容量がちゃんとあるとか、そういった説明がされているっていいんですかね。
2:35:05	一般廃棄物を受け入れて保管するところ、いわゆる経営施設としては、答弁を聞き、説明をしていく、さらに処理をして、
2:35:17	発生するパッケージ、保管体については、管理施設というところで、
2:35:23	保管しますので、その件についても、これはご説明してあります。
2:35:27	ということで今回その換気設備に関しては受け入れ施設に入る前の状態ということなんだ、別というふうになりますので、今回改めてそのエントリーしなければいけないものはこれですべて、
2:35:40	だということですかという確認です。お願いします。
2:36:02	47 ページの廃棄物発生量のところで、その令和 2 年度の月平均っていうのは、
2:36:11	だからどのぐらい代表性があるんですかねそれ直近数年間見たときに、一番大きかったのはこれだっというそういうことなんですかね。
2:36:23	5 年 10 年見たときに、ネット利益にとって一番大きかったのをこれを代表例にしましたということなのか。
2:36:32	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:36	一番になる前にお祓い出すってことだけだと思うので、多分正直要領にはそんな大きな意味はないんじゃないかなという気はしてるんですけど。
2:36:50	はい。そうですね。できるだけ発生したのものについては速やかに、
2:36:57	旧東京理想に食べ出すということになります。
2:37:01	ちょっとこの数字の根拠についてはですねもう、
2:37:05	わかるよ。
2:37:08	堀尾。
2:37:10	確認させてください。
2:37:14	あとごめんなさい、施設移動ですけれども、この保管廃棄設備を新しくエントリーするっていうのが、
2:37:25	18条の2項だけを説明すればいいんですけど。
2:37:30	これもだから関連する条文って、全体的に何なんですかっていうのは、
2:37:35	よくわからないなと思います。
2:37:42	はい。25イマイです。はい。これも一覧表の方ですね、資料3-8の方で、
2:37:50	お示ししていきたいと思っております、実際に今、廃液処理等、
2:38:03	資料の6-1の廃棄処理等言えば、18条の第2項のところ、
2:38:13	それから11条の第3項、
2:38:19	12条なんですね。
2:38:29	適用だと今考えております。それから、各施設についても同じような考え方になってございまして、
2:38:38	これらを設置しない施設もございまして。
2:38:42	これは耐震の関係ないですか。
2:39:10	最新についてちょっと確認させていただき、ご説明させていただきたいと思えます。
2:39:19	わかりました。
2:39:21	それにしても関連するものは、すべて拾われているのかというのは、わかるようにしていただければと思います。
2:39:29	最初に関連するんだったらそれは次回会合の。
2:39:35	中で、そのあと最終の枠内で説明いただければいいんだと思いますし、
2:40:03	第三者様のスコープのそのコメント回答第3回の執行部の中沢さん。
2:40:13	国はあります。
2:40:21	前回質問を差し上げていてまだ回答準備中ですみたいのがありました。
2:40:31	減少、それはありません。
2:41:07	ちょっとすいません有田委員ですけれども。
2:41:10	参考資料でいいと思うんです。会議の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:17	大綱での説明の流れ、第何回で何を説明するのかっていうのを、
2:41:25	参考資料でつけていただければなと思うんですが。
2:41:30	これを例えば表 1 枚でわかるようにするというイメージで、
2:41:39	そうですね別に新しく作る必要はなくて前回のもので説明できるあれはそれでいいと思ってるんですけども。
2:41:49	厳守くださいました。
2:41:52	そこに時間を割いていただかなくても大丈夫です。
2:42:04	当農協回答について、少し確認させていただきたいんですが。
2:42:13	101 ページ。
2:42:18	表を、ページの下部につけていただいている、
2:42:25	事業所建屋、建屋の中の管理区域、そういうふうなんですかね。
2:42:31	それぞれの奨励金を書いてある教授管理の方法というのがあって、何に基づいて管理するっていうのは保安規定とかPP規定というふうになっているんですが。
2:42:44	一番上の衛藤。
2:42:48	立ち入り制限区域の削除とこの管理は、
2:42:52	これ
2:42:53	奨励金継続個別管理かTPP規定ではないんですか。
2:42:59	ここだけ何か他繋がりも取れてないので、何でかなと思ったんですけども。
2:43:09	部長の荘司です。はい。基本的にはPP規定になります。
2:43:16	ただし、土肥記者の中です。その所掌は各リスク管理課筒井。
2:43:21	持っている。
2:43:23	なります。
2:43:25	これは所掌では、単位は書いてないので、そうするとPP規定で書かれるっていうことで理解でいいんですでしょうか。はい。そういうことでませんが、
2:43:38	基本的にピットになります、記載の修正で説明いたします。
2:43:46	こういう説明については、
2:43:50	高齢県の、その確率を担当が見た上で資料を提示いただいているという理解で。
2:43:57	よろしいんでしょうか。
2:44:05	当然ヒアリング資料なんて公開資料になりますので、
2:44:10	公開して差し支えないかっていうか、ちゃんとチェックを受けてから提示いただけるっていう理解でよいということなんです。
2:44:23	高シヨウジです。はい。そういう確認を進めて、はい。
2:44:27	施設問題は承知いたしました。
2:44:37	えっと、前回の会合での質問の中で、
2:44:41	検査のところについて質問をさせていただいていて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:47	扉の開閉の確認だけ検査をしますっていうふうな、
2:44:53	整理が、全部、全体のどういう整理の中で、それだけ見ればいいっていうふうに、
2:44:59	なってるんですかっていう考え方を質問させていただいて、
2:45:03	コメント回答票の方には
2:45:07	少し考え方を記載いただいているんですけども、こっちの資料ではそれは説明する予定はありますか。
2:45:24	コメント回答表の中だけ全部説明しているっていうやり方もあると思うので、そこはもうお任せなんですけれども。
2:45:35	これについてはですね、
2:45:41	この 101 ページの記載については、少し議論させていただきたいと思います。
2:46:00	対応表でのご説明の中の資料にはちょっと整合をさせて、反させたいと思っておりますので、
2:46:13	101 ページについてはちょっと記載を拡充をさせていただきたい。
2:46:19	で、資料の説明の上では、
2:46:23	ご質問いただいたことに対してお答えするという観点で、このコメント表、続いてご説明しながら対象ページが引用できるような資料構成。
2:46:35	お示し方を、
2:46:37	考えております。
2:46:42	はい、わかりました。
2:46:44	基本的にはなんですけれども、ボックス等風疹の防止の措置を、ほとんど明日の本規定なり、
2:46:55	規定で担当されているものであって、改めて設備の機能を確認するという意味では、扉の開閉ぐらいしか、
2:47:07	広いものがないんだっていうそういうことですよ。
2:47:12	まあ、PT側の不足してるケースもあるから一つで機能確認してるっていうことだと思ってますけど。
2:49:32	すいません。規制庁の羽沢です。ちょっと 121 ページ。はい。
2:49:39	7 条のところですよ。
2:49:41	121 ページでお配りしたいんですけど。
2:49:49	5 年間の廃棄体の発生日を、
2:49:52	お声をしておかゆよりも十分下回ってるんで大丈夫です。結論は良い、良いと思ってるんですけど。
2:50:04	飄々メーカーの評価のところですね。
2:50:08	上から 2 番目のところで、本当令和 5 年度の発生量 203 本を考慮しても、ユリは十分に下回る。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:20	というのは、
2:50:21	これはどんどん、どういう意味なんでしょうか。
2:50:32	所長、細井です。はい。これについてはですね左側の保管量については、令和5年の4月の段階の数字だと。
2:50:42	いうことになってございまして、その5年、5年分はちょっと考慮す。
2:50:47	こういうしても問題ないということ、
2:50:51	人が、なるほどそういうことです。
2:50:55	そうですねなるほど。
2:50:59	アルファの方も含めてですね、今年度の分も考慮していると。
2:51:07	どうもありがとうございます。
2:51:26	越冬
2:51:30	そして、保管容量はどう、ここに書いてあるんですけど。
2:51:37	今は量が発生するように書いてあるんですね。
2:51:45	最大管理能力と20、120ページですか。
2:51:53	そうですか。
2:51:54	検証表ショウジです。
2:51:57	諏訪失礼しました。はい。そういうことですね。
2:53:18	年735ページからはその管理施設の概要提案をいただいでいて、
2:53:26	前回使用停止っていうのが、どういう工事そもそもどういことをするのかっていうのは、わかりにくいので、それをやっぱり資料を示ささせていただければっていう話をして、それを受けて追加いただいたということですね。
2:53:48	予定。
2:53:51	実際それを変えご説明するされる時には、簡単にこの辺を、
2:53:57	触りながら、
2:53:59	その前置きを話されるっていうことになるんでしょうか。
2:54:07	それとも、いきなり変更内容から入られるのか。
2:54:24	向後人見です。
2:54:44	これは今我々考えております。
2:54:50	概要、管理施設の施設概要というところはくどくどご説明することはないんだろうと思っております、
2:54:56	使用の停止ということはどういうことですかということのご説明になるのかと思います。
2:55:01	ここ、エッセンスといいましょうか、これをまとめたものが背審査会合説明資料の12ページに、
2:55:13	12ページ、13ページ、それから、競売貯槽についての今期

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:20	でございますので、ご説明する時は、このページの御説明で支出を停止という範囲が入って、ご説明をするときに、
2:55:29	まずこういったものです。
2:55:32	さらに、
2:55:37	細かいところも、どのような処理フローが止まるのかというところは、148 ページの概要をお見せしながら、一旦そこに泊とりながら、こういったものは、
2:55:52	停止する範囲、それから返信されずに残る範囲があるんだと、いうこと。それから、
2:56:04	令和 5 年 5 月の許可を入れているものだというところを踏まえて、さわりをご説明する、そういうイメージでございます。
2:56:17	そうですね。多分ですね
2:56:24	139 ページの、前回、
2:56:27	別の配置で、関係するだけはこれとこれでやってる。
2:56:35	100、その他で、145 ページですかね。
2:56:39	JMTRは廃止措置に伴って県域。
2:56:44	知念複製を出さなくなるので、
2:56:48	少し触れて、148 ページ。
2:56:58	150 ページですかね、辺りを触れてから多分、
2:57:08	リスケ 12 ページの話をした方が多分、入る提起はしますので、
2:57:17	知らない人に説明するん前提で、どういう流れおったら、理解がやすいのかっていうのを考えていただければいいのかなと思ってます。
2:57:30	はい。わかりました。では、
2:57:35	むしろ、
2:57:40	そうですね。
2:57:44	冒頭にですね、そういったところを、ここのフレームで導入の部分を設定して、させていただいて、
2:57:53	評価等ばかり飛びますので、そのようにさせていただきます。
2:58:00	そうですね。はい。
2:58:02	許可のプロセスも大分時間がかかっているので、
2:58:09	てる人間も多々いると思いますので、はい。
2:58:14	ご留意いただければと思います。ありがとうございました。
2:58:23	思います。
2:58:27	とっくには大丈夫です。
2:58:36	その他全体を通して、
2:58:38	規制庁側から何かございますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:49	その他で、ちょっとそうですねはい。
2:58:56	越田ですね、今
2:59:03	他の市の
2:59:07	でございます、説明から位置付けてくるだけ、改めて補足、追加で説明させていただきます。
2:59:15	資料 3-1 でございます、安全会コメントでは、
2:59:19	この本議会、5 年後、今後 5 年間満杯とならないか、5 年以降の見通しについて、
2:59:28	を、
2:59:29	はどうなっているのかというご質問でございました。で、
2:59:33	記載の通りなんです令和 19 年から 10 万 010 年までの算出方法と同様に、
2:59:44	ですね、5 年以降を算出しております。
2:59:49	令和 12 年度中ですね今から何年後になりますけども、
2:59:54	固体集積保管場 234、及び α 固体数施設の購入量がなくなっていくという見通しでございます、
3:00:05	これ今表中で表しております。
3:00:09	比較施設がございまして、5 年後の保管容量、それから 6 年後の発生の 7 年後の発生量と、
3:00:17	特定、
3:00:19	これに対しまして対策として今、管理施設として予定してますのは、集積保管場に保管してますブロックなパッケージをですね。
3:00:29	うちに移動して、
3:00:31	これによって、修正許可上の保管量を、最大 432 本分確保するという予定でございます。
3:00:40	またアパーク対象施設についてはですね、
3:00:44	5 台、阿比留小谷は幾つ減容処理施設で原因をすることによって、 α % 台増車の保管量を確保する予定ですこれについてはもちろん、
3:00:57	管理事業としての証明確認等、手続きを経て、運転開始となってからという前提条件になりますけども、そのような見通しでございます。
3:01:08	まず
3:01:10	5 年間以降の、
3:01:13	御説明については以上でございます。
3:01:18	あわせてちょっとご説明を先にさせていただきます。3-2 のところで許可の件、先ほどもご説明の中でさせていただきました。
3:01:29	評価上はですね、後段規制審査上期踏まえますと踏まえて、
3:01:37	想定する部分を明確にするという形で、記載を残しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:43	その後ですね実際使用廃止する段階撤去する段階等の話まではですね許可の中の審査の中ではちょっと議論は踏み込んでおりませんあくまでも、
3:01:56	今、管理施設の計画としても、一旦使用を停止するところまで、のみの計画でございまして、
3:02:07	ちょっとまだ勉強というところまでについては計画等はないものでございます。
3:02:16	それから、資料 3-3、3-4 については先ほど資料中でもお示した通りですので、
3:02:25	と若干説明を割愛させていただく 3 の 5 ですね、漏えい検知器、
3:02:32	ここの整理でございます。整備といいますのは、
3:02:35	漏えい検知器というのは管理上の許可におきましては、閉じ込めの説明に係る漏えい検知器、
3:02:45	それから計測制御用での説明。
3:02:51	で、登場します。見識と言うように、二つございます。
3:02:59	ただ、事業評価におけます評価上の山頂閉じ込めにおいては、
3:03:08	廃棄施設から放出物が位置付けをする恐れが生じた時に適切に監視確実に検知速やかに経営継続が警報することができる計測制御系統設備等、
3:03:19	安倍さんと、計測制御等、液体廃棄物を内蔵する設備機器は、漏えいの発生防止漏えいの政府危険準備拡大を防止する、設計というように、
3:03:33	二つの条文から、二つの条文でそれぞれで登場するものがございますので、
3:03:40	謄本設工認におきましては、
3:03:46	巡行町の、
3:03:47	技術基準の 15 条の整理から、
3:03:51	漏えい検知という、漏えい検知そのもので、閉じ込めを担保するものではないので、あくまでも感知する機能ということでの 15 条の整理が、
3:04:01	適切であろうと考えておりますので、
3:04:04	今
3:04:08	この漏えい検知器についてはすべからく設工認におきまして計測制御の、漏えい検知器というように、整理をする整備をしております。
3:04:35	ですね。それから、資料 363-7 につきましてはちょっと先ほどご紹介します。
3:04:44	A3 版については資料 38 で、
3:04:48	皆さんは、
3:04:51	少し資料 3-7 につきましては、
3:04:54	先ほどもありましたの。はい。
3:04:57	廃棄物の性状においてのご説明をするということになっておりますので、これ、改めて先ほどの資料修正とともに、ご説明させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:28	資料 507-123 におきましては資料の方、統合していると、それから先ほどのパワーポイントと同様にですね。
3:05:38	用語を変更しているところがございます。これについては先ほどご説明しておりますので、
3:05:46	赤字で資料集赤字でお示しているところが、変更箇所でございます。
3:05:53	資料構成を見直しているということになります。
3:05:58	赤字変更点は、小沼の 11 ページ目。
3:06:03	それから、
3:06:05	ページに、これは、
3:06:11	7 ページ。
3:06:22	なります。
3:06:29	おはようございます。
3:06:31	別所ショウジ、最後に困る。
3:06:36	JRR-3 でございます。
3:06:42	それだけです。
3:06:47	発生の
3:06:49	原因ということでその施設等ですね、抽出、どういう方が発生しているかというコメントございまして、これについては先ほどお示しましたフロー図の中ですね。
3:07:00	ちょっとその色づけ室でございます。それぞれの廃墟正規体系三本 α それぞれの廃棄物を下にですね、ちょっと色づけしてありまして、労苦し、
3:07:11	大石井たと書いてございます。そういう判例がございまして、今、原子炉施設か、確認良質使用施設か。あと廃棄物管理施設、あとはその次は事業者の使用施設等ですね、そこから発生するものということでフロー上はちょっと書いてございます。
3:07:28	その次の表にですね、いわゆるその発生施設ですね、どこから発生してその施設がどういう施設施設区分なってるかっていうのを表で示しておりますので、
3:07:39	この全施設の廃棄物が、どういうその種類、どういうものを受け取っているか、発生してるかというのを示した表になっております。
3:08:29	愛東ですけれども、資料 3-1 の中で、 α 大丈夫施設の管理を、ダブルCAPEで運用して確保するってということで、
3:08:42	そうですね。
3:08:45	ファイフォ大貯蔵施設がいっぱい状態から、そのOWTFで減容するとどのぐらい余裕が生まれるんですけど。
3:08:59	免職願います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:03	おおよそを調べていますと、減容率 3 分の 1 でした、山間引き取って 1 課に返すという形になりました、
3:09:15	またその、
3:09:18	当然発生量よりも多くの減容をしてあげることによって、この今、この、
3:09:26	90 数パーセントから減少していくこととなります。あとその減少具合については、
3:09:33	どれだけ処理をしていくかということになります。
3:09:39	形鋼だけ手当とそのボリューム感があって片方が
3:09:45	示されてないので、
3:09:48	で、かつ場所を変えればいいみたいな、その手当の仕方がないので、
3:09:55	はい。はい。どのぐらいその要員を創出して、心配がないのかっていうのは、わかったほうがいいかなと思ったので、はい。
3:10:05	目安としては 3 分の 5 人ぐらいの開きが生まれるイメージであるとですね。
3:10:12	最終的なイメージになるというのはそういうそこを目指していくところであります。
3:10:18	案件計算ではですね。
3:10:32	もう 1 点ですね、資料 3 の方で、
3:10:40	ちょうど整理いただいている中で、その設工認の機能かな。
3:10:45	で、
3:10:51	閉じ込めの方、
3:10:54	運転、その建築整理をしているもの。
3:11:01	っていうのは、既認可の申請書なんかどういう申請になってるのか。
3:11:08	っていうのがちょっとわからないんですけども。
3:11:12	当然欲求等の関係で、市
3:11:17	基準適用する説明されているんだと思うんですが何かどういう説明をされることになってるんですけど。
3:11:31	救急基準に紐付けて説明していますっていうことでもいいんですけども。
3:11:38	先生、説明の内容自体の検知能力があるっていうことを言ってるんだと思うんで。
3:12:09	競争が例示でいいのでちょっと過去の申請書の写しとかでもですね、見せていただくと少し具体的なイメージが湧くかなと。
3:12:25	思ってます。今の十条、休日期だと、6 条ですかね。
3:12:32	どこに紐付けていたのかなというのが、
3:12:36	若山と思ってます。
3:12:39	小路です。わかりました。資料の方。
3:12:43	整えてご説明できるようにします。
3:12:48	そこそこ分かったら、何がいいかというですね。
3:12:55	公開をします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:59	ここは意見月中でも、
3:13:03	そうっすね。はい。磯乳井廃液貯槽のご意見地域が本当に 15 条なのとかかですね、いうのはわかると思いますし、
3:13:16	一方で資料 3 の 5 で言っている、その基準下では、閉じ込めでエントリーしていたものを、
3:13:26	を計測せ、設備として位置づけるんです。これはもう、真面目にやろうとすると、
3:13:34	うせ説明員を取り直すってということにも見えるんですよ。言っている言葉なので、いや本当にそうするんですかとかですね。
3:13:51	なので閉じ込め、説明にとつていて、その同じように整理されるのであれば、許可に従って、同じように、
3:14:03	こと同じように、閉じ込めで暮らされないところだったらそういう整理もあるんでしょうし、
3:14:12	本当にその表の表条項をマルを付け替えますっていうふうには、手続きが進まないんじゃないかとちょっとこの説明を見て思いました。
3:14:22	取っかかりとしては、過去の閉じ込めに紐付けて、漏えい検知器を説明していた申請書というのは、どう説明をしていたのかを教えてくださいたいと思います。
3:14:39	技術部長いたしました。
3:14:52	先方から他に何かございますか。
3:14:55	規制庁荒川です。
3:14:58	はい。お願いします。はい。資料どう。
3:15:02	3-3-2 ですか。資料 3-2 なんですよけれども、すごい。
3:15:14	その使えなくなる設備の話だというふうに理解をしています。
3:15:20	許可では、
3:15:23	努力なる設備。
3:15:26	それを、
3:15:29	廃止措置については議論してないってことなんですけども。
3:15:33	もう使わなくなるわけですよ明らかに。
3:15:37	そういうものは、ちょっと撤去して、
3:15:41	決められた場所に持っていく必要があると思うんですけども。
3:15:47	そこをスケジュール感を持って示していただけないでしょうか。
3:15:52	それが
3:15:55	使用しなくなった設備の、
3:15:57	設工認、工事の計画だと思うんですよ。その点いかがでしょうか。
3:16:16	原子力をイマイですはい。まずちょっと
3:16:21	そこについては持ち帰らせていただきまして、ちょっと押し、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:16:26	お示しできるかどうかも含めて、
3:16:30	回答速やかにさせていただきます。
3:16:33	はい。
3:16:36	これ僕ずっと言ってるんですけど。
3:16:38	状況もよくわかるんですよ。わかるんですけど。
3:16:44	お礼。
3:16:46	どうしようもないんで、起きっ放しにさせてくださいっていうのは、ちょっと違うと思ってるんですよ。
3:16:55	今日もう、保管廃棄設備の容量みたいな話、あとどれくらいその物が年間入ってくるかっていう見積もりも、
3:17:06	出していただきましたけど、
3:17:08	何かそれじゃあ見えてこないような設備、廃棄物っていうのが、これ存在してるんですよ。
3:17:16	こういうのをしっかり頭認識していただいて、どうするんだっていうのは、ご説明をしていただきたいなと思っています。
3:17:26	検討してくださいお願いします。
3:17:29	研修会です拝聴しました。
3:17:35	何かございますか。
3:17:38	すいません。学校施設は管理課の大塚です。先ほどご指摘あったスケジュールの件につきまして例えばこちらをその会合までにお示しなきゃならないとかそういったlimitみたいなものというのがございますでしょうか。
3:17:52	結局、
3:17:56	そこんですよ使用の停止だっていう設問ですよ。
3:18:00	これ、
3:18:04	工事計画の
3:18:07	民間という意味では工事の一部だと思ってますので、それがうまく片づいてないと、これ認可できないと思ってますけれども。
3:18:18	そういう意味でね、次の、
3:18:22	2月か3月の2日でしたっけ。
3:18:25	ちょっと忘れちゃいましたけど、理事会のね。
3:18:29	会合までに、
3:18:31	回答してくれとは言いませんけど、しっかりとご説明いただかないと、収まらないと思います。
3:18:41	はい。ページ施工部総務課の大塚です。はい、ありがとうございます。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:54	会議施設側から何か確認しておきたいことあれば、お願いします。
3:19:12	こちら、
3:19:14	ありがとうございます。
3:19:19	今特にないようですので、実はこれにて終了します。ありがとうございました。
3:19:25	ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。